

平成 25 年度
部の運営方針

枚 方 市

新たな行政経営システムの構築に向けた

「部の運営方針」の公表にあたって

枚方市では平成24年度に、市の『魅力』の向上をめざし、次代を見据えた『行政』の再構築と市民自治の推進を図ることを目的に、「新行政改革大綱」を策定し、この新大綱で示した改革課題の具体的な取り組みを推進するため、「行政改革実施プラン（前期＝平成25～27年度）」をとりまとめました。

この新行政改革大綱や行政改革実施プランでは、その取り組みの大きな柱の一つとして、選択と集中を実現する行政経営システムの構築を掲げています。このシステムは、市のまちづくりの方針決定を行う、「施策における選択と集中」とそれを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」から成り立っており、「部の運営方針」はそれを実現するための取り組みの一環として、作成・公表するものです。

「部の運営方針」は、市の各行政計画や市政運営方針、前述の行政改革実施プラン、あるいは人材育成基本方針などに示された施策を具現化していくために、各所管部がその役割を踏まえ、毎年度、重点的・集中的に取り組む事業や課題などを市民や議会に公表することで、新たな行政経営システムの構築につなげていこうとするものです。

「部の運営方針」では、各部における基本方針をはじめ、Ⅰ重点施策・事業、Ⅱ行政改革・業務改善、Ⅲ予算編成・執行、Ⅳ組織運営・人材育成、Ⅴ広報・情報発信、といった5つの観点に着目したそれぞれの取り組みをまとめて示しています。

中でも、Ⅱ行政改革・業務改善については、「行政改革実施プラン」で示した改革課題を着実に推進していくため、所管するすべての課題について、その取り組み内容や目標を示すこととしています。業務改善についても、各部における業務執行をより効率的・効果的に進める観点から取り組む内容を示しています。

また、Ⅳ組織運営・人材育成では、「人材育成基本方針」で示した、自律型職員への成長を支える観点から、長期的・継続的かつ職場を基盤とした人材育成に取り組むとともに、各部においても所管業務の特性を踏まえた取り組みを示しています。Ⅴ広報・情報発信では、各部に設置した情報発信リーダーの活用も図りながら、各部の重点事業や特色ある取り組みを効果的にPRする手法などを示すこととしています。

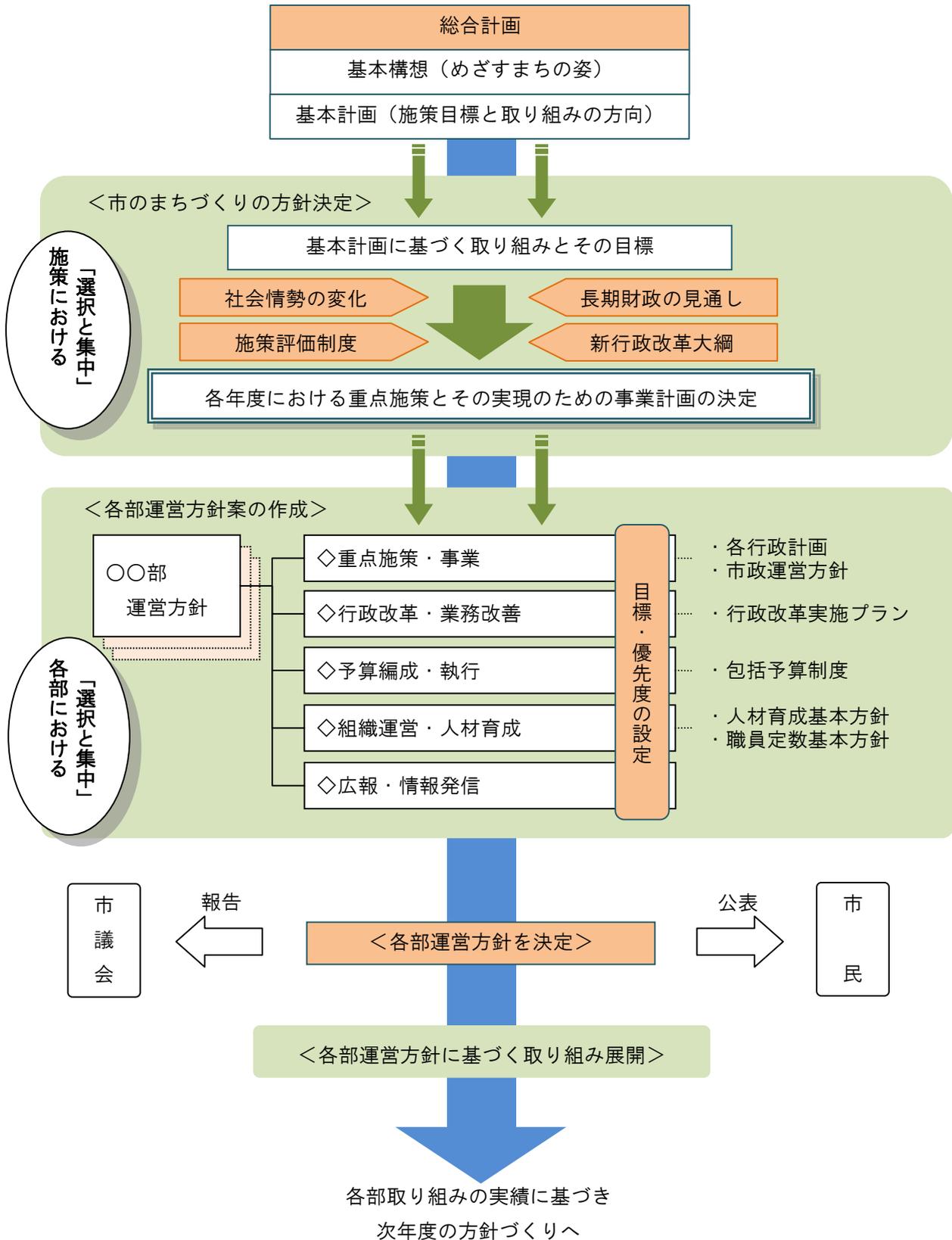
この「部の運営方針」は平成25年度から試行的に実施するもので、今後、改善・充実に図り、選択と集中を実現する新たな行政経営システムの構築につなげてまいります。なお、次年度には、その取り組み実績も併せて示すこととしています。

平成25年5月

枚方市長 竹内 脩

《行政改革実施プラン抜粋資料》

新たな行政経営システムの流れ<イメージ>



<平成〇〇年度>

〇〇〇部の運営方針

※当該部における課以上の組織を記載しています。

■ 基本情報 ■

<担当事務>

※各部の分掌事務を記載しています。

<部の職員数>H〇〇年4月1日現在

正職員	名
再任用職員	名
任期付職員	名
非常勤職員	名
合計	名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

各部の役割に基づき、当該年度の目標や方向性を示すとともに、市民や市議会からの意見や施策評価の結果、また、都市ブランドの推進や中核市への移行等を踏まえ、各部において、当該年度に取り組む内容や姿勢等について、示した項目です。

I 重点施策・事業

行政運営に係る各種計画等に基づく事業や公約施策などについて、当該年度に「選択と集中」の観点から、重点施策・事業を設定し、その取り組み内容及び達成目標を示した項目です。

II 行政改革・業務改善

新行政改革大綱に基づき策定した「行政改革実施プラン」及び事務事業総点検の結果を踏まえ、当該年度に取り組む改革・改善課題及びその達成目標を記載した項目です。

また、公用車事故防止や満足度の高い窓口対応など、全庁的な取り組みを踏まえた、各部における具体的な業務改善の内容とその達成目標も示しています。

III 予算編成・執行

予算編成方針を踏まえ、各部における経常経費の縮減策など、見直し・改善の内容を記載するとともに、予算執行の過程で予定している効率化などの取り組み内容を示した項目です。

IV 組織運営・人材育成

効率的で効果的な業務執行を進めるため、時間外勤務の縮減の視点も含め、各部における組織運営の取り組み内容を示した項目です。

また、「人材育成基本方針」に基づく、長期的・継続的な視点に立った自律型職員の育成など、全庁的な取り組みを踏まえた各部における具体的な人材育成に係る取り組み内容を示しています。

V 広報・情報発信

各部の施策や事業、行政改革の取り組み等について、市民により効果的に情報発信していく手法を示した項目です。

また、情報発信リーダーの活用を図るなどの、全庁的な取り組みを踏まえた都市ブランドの推進をはじめとする、本市の魅力向上につなげるための、各部の特色ある取り組みも記載しています。

目 次

行政改革部	P.1
政策企画部	P.5
市民安全部	P.9
総務部	P.13
財務部	P.17
地域振興部	P.21
健康部	P.25
福祉部	P.29
子ども青少年部	P.33
環境保全部	P.37
環境事業部	P.41
都市整備部	P.45
土木部	P.47
公共施設部	P.51
会計管理者	P.53
水道部	P.55
下水道部	P.57
市民病院	P.59
枚方市教育委員会 各部の運営方針	P.61
管理部	P.65
学校教育部	P.67
社会教育部	P.69
選挙管理委員会事務局	P.71
監査委員事務局	P.73
農業委員会事務局	P.75
市議会事務局*	P.77

※市議会事務局についても、あわせて掲載しております。

<平成 25 年度>

行政改革部の運営方針

行政改革課
中核市準備課

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 行政組織に関すること。
- (3) 事務事業の見直しの総括に関すること。
- (4) 中核市移行に係る総合調整に関すること。
- (5) 地方分権の推進に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	13名
再任用職員	-名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	13名

■基本方針■

本市では、枚方市の『魅力』向上をめざした、新たな行政改革を進めるため、平成 24 年度に「枚方市新行政改革大綱」を策定し、併せて具体的な課題とその目標を示した「行政改革実施プラン」を定めたところです。

また、「健康医療都市」・「教育文化都市」という都市ブランドを活かした、魅力あるまちづくりを進めるため、平成 26 年度の中核市移行に向けて取り組んでいるところです。

1. 平成 25 年度は、新行政改革大綱及び行政改革実施プランをスタートさせる年であり、「改革・改善サイクル」の構築をはじめとする行政改革の各取り組みを着実に推進します。
2. 平成 26 年度の中核市移行を円滑に進めるとともに、これを踏まえた機構改革案を取りまとめます。

上記を最重点の取り組みとして、効率的・効果的な事務執行に努めます。

I 重点施策・事業

◆「選択と集中」を実現する「新たな行政経営システム」づくりをめざす

新たな行政経営システムの一環として、各

部が作成する「部の運営方針」を取りまとめ、市民・市議会への情報発信を行います。

この試行実施の結果を踏まえ、今後の新たな行政経営システムの構築に向けた取り組みを進めます。

◆機能的・横断的に行動できる、行政経営組織を構築する

中核市移行を踏まえ、「選択と集中」を進めるための総合調整機能の充実を含めた、平成 26 年度の機構改革案を取りまとめます。

◆事務事業の見直し・改善を進める仕組みづくりに取り組む

平成 24 年度に引き続き、「事務事業総点検」を実施するとともに、その成果と課題を踏まえ、新たな「改革・改善サイクル」を構築し、平成 26 年度から運用できるよう取り組みます。



平成 24 年度 事務事業総点検評価員会議の様相

◆技能労務職員等の配置基準の見直しを行う

所管各部と連携し、技能労務職員の配置基準の見直しに取り組みます。

◆新たな業務改善活動に係る仕組みづくりに取り組む

ISO9001 に代わる本市独自の品質マネジメントシステムと、再構築する職員提案制度を、平成 26 年度から運用できるよう、業務改善活動の仕組みづくりを進めます。

◆中核市への移行を推進する

中核市への円滑な移行を図るため、府と市との間の総合調整を行うとともに、条例制定手続きなどが円滑に行われるよう取り組みます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
5. 新たな情報提供サービスの開始	コールセンターの導入に向けた具体案を策定する。
17. 部における「選択と集中」のシステムづくり	新たな行政経営システム構築の一環として作成する「部の運営方針」を取りまとめ、公表する。
18. 機能的で柔軟な組織づくり	平成26年度の中核市移行を踏まえた機構改革案を取りまとめる。
21. 「改革・改善サイクル」の構築	事務事業総点検の結果を踏まえ、新たな「改革・改善サイクル」を平成26年度から運用できるよう、システムを構築する。
22. 補助金の適正化	補助金の定期的な見直しに関わる基準を作成する。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	外郭団体等の「経営プラン」の策定に向けて、各所管部と連携して取り組む。
30. 都市間連携の充実	中核市移行後の共通の行政課題の解決に向け、府内の中核市などとの意見交換等を進める。

33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	セーフティネットの確保や業務の効率化等の観点から、技能労務業務の職員配置基準を見直す。
35. 新たな業務改善活動の推進	業務改善の促進を図るため、ISO9001に代わる本市独自の品質マネジメントシステム及び新たな職員提案制度が平成26年度から運用できるよう、仕組みを構築する。
36. 民間活力活用業務の評価・検証の仕組みづくり	業務委託や指定管理者制度の導入を行った事業について、その効果・課題を評価・検証するための基本方針を策定する。
37. 指定管理者制度の導入拡大	伊加賀スポーツセンター、王仁公園・香里ヶ丘中央公園・中の池公園内のスポーツ施設への指定管理者制度導入に向けた所要の手続きを行う。
44. 施設の使用料の見直し	市有施設の維持等に係る負担の公平性・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の設定基準に係る考え方をまとめる。
44. 施設の使用料の見直し ①来庁者・利用者用駐車場	来庁者・利用者用駐車場の有料化に向け、関係部と連携して、基本的な考え方をまとめる。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
ISO9001 運用推進事務	これまでの取り組みを簡素化した暫定運用を行いながら、平成 26 年度から本市独自の品質マネジメントシステムが稼働できるよう、新たな仕組みを構築する。
職員提案推進事務	これまでの成果と課題を踏まえ、業務改善と施策立案の両面から、制度の再構築を行う。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
事務の効率化に向けた電子文書の適正な管理	多岐にわたる事務を同時並行かつ効率的に進めていくにあたり、データファイルの管理を適正に行うための共通ルールを作成し、ミス発生リスクの低減を図る。
朝礼・夕礼実施の徹底による各担当職員のスケジュールの共有化及び事務執行の効率化	所管事務の種別が多いことを踏まえ、週初めの朝礼時において、各担当者から1週間の予定を報告し、共有化を図る。 また、日々の朝礼・夕礼時に事務の進捗を共有することにより、事務執行の効率化や時間外勤務の縮減を図る。

III 予算編成・執行

費用対効果の観点から、必要最小限の経費としました。主な変更点などは、以下のとおりです。

- ◆平成 24 年度事務事業総点検の結果等を踏まえ、ISO9001 運用推進事務を廃止し認証取得に係る更新審査手数料 84 万円を削減。
- ◆中核市への移行に係る広報PR活動経費として 140 万 5000 円（別に債務負担行為「移行記念式典開催経費」として 59 万円）を計上。
- ◆中核市への移行等に伴う必要経費の支援として、大阪府から市町村振興補助金の交付を受ける（平成 24 年度補助額は 5230 万円。平成 25 年度補助額は現時点で未定）。

IV 組織運営・人材育成

- ◆平成 25 年度において、新たに取り組むこととなる事務が多いことも勘案し、担当職員が

調査・検討した企画案について、部内の職員を対象としたプレゼンテーション形式により発表することで、より幅広く意見交換するとともに、知識・認識等の共有化につなげます。また、これを通じて、自ら学び育つことのできる自律型職員の育成を図ります。

- ◆事務の共同処理等の都市間連携強化を含め、新たな取り組みとなる事務やその課題についての調査・研究を進めるため、先駆的に取り組んでいる都市への視察や研修を行います。
- ◆特定の事務・時期に時間外勤務が集中する際などにおいて、課内や部内の事務応援を効果的に実施することにより、効率的な事務執行と時間外勤務の縮減を図ります。

V 広報・情報発信

◆行政改革に関する情報発信

ホームページ等への掲載の際には、施策評価における意見も参考にしながら、取り組み内容だけでなくレイアウトなどの工夫を行うとともに、「行革かわら版」等の発行により、できるだけわかりやすい情報発信に努めます。

◆中核市への移行に関する情報発信

中核市移行の意義やメリットなどを広く市民にお知らせするため、広報紙やホームページを通じた情報提供をはじめ、以下のようなPR事業を実施します。



- ・ 広報ひらかた特集号、「中核市 ひらかた移行ニュース」発行
- ・ 窓口へのミニのぼり旗の設置、ポスター掲示
- ・ 公用車へのマグネット広告掲示
- ・ 職員による出前講座実施

など

各部署の窓口等に設置する「ミニのぼり旗」

<平成 25 年度>

政策企画部の運営方針

企画課	市民相談課
秘書課	人権政策室
広報課	

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 市政の総合計画及び調整に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 広域行政の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 広報及び報道機関との連絡に関すること。
- (6) 広聴及び市民相談に関すること。
- (7) 人権、非核平和及び男女共同参画施策に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	44 名
再任用職員	5 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	5 名
合計	54 名

■ 基本方針 ■

今後、人口の減少が予想され、自治体が選択される時代となる中、本市が「選ばれるまち」として発展していくためには、市民ニーズを的確にとらえ、特色あるまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためにも、広く市民の声を聴き、その声を施策につなげるとともに、特色ある施策や本市の魅力を市内外に発信していきます。

平成25年度は、特に、本市の都市ブランドを推進する体制を強化し、健康医療、教育文化に関する施策を市内外に発信します。また、本市の将来像を示す総合計画の策定に着手します。

さらに、平和の尊さを次の世代に伝える平和施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めます。中でも、市民満足度調査で重要度が高いにも関わらず満足度の低かった「差別や暴力をなくし、人権を尊重する」施策については、DV被害者支援を充実することで推進を図ります。

I 重点施策・事業

◆第5次枚方市総合計画の策定に着手

長期的かつ計画的な行政運営の指針である第

5次枚方市総合計画の策定に向けて、その基礎資料となる市民意識調査や将来人口推計などの調査を実施します。また、若手職員らによる研究チームを設置するとともに、市民からの意見聴取方法などについても研究します。

◆平和施策や人権施策の推進

3月1日の「枚方市平和の日」に平和フォーラムと平和の燈火（あかり）を開催し、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝える取り組みを全国発信します。

また、人権が尊重されるまちづくりの実現に向け、より多くの市民が、人権問題を身近に感じ考える機会となるよう講座や映画会など多様な人権啓発事業を展開します。



◀ 平和の尊さを全国に発信します

◆総合文化施設整備計画の策定

市民の文化芸術活動を支え、枚方市駅周辺の賑わいの創出につながる総合文化施設整備計画を策定するとともに、早期着工に向けた取り組みを進めます。

◆都市ブランドの推進

本市の都市ブランドを市内外に発信し、本市の魅力を高めるため、市政アドバイザーと市長との定期的な意見交換を行うとともに、効果的なブランドの推進を担う「ブランド推進チーム」を発足します。

◆情報発信リーダーを活かした情報発信

各部局に配置している情報発信リーダーを活かして、市の情報を積極的かつ効果的に発信し、本市の魅力や推進する施策を広く市内外へPRします。

◆広聴機能の充実

市民の声を聴く手法として、市政モニターや携帯電話・スマートフォンを活用したアンケート（写真）の検証を行い、これらを統合した市政モニタリング事業として再構築していきます。また、市政に関する課題について、市民と市長が対話を行う「ひらかた未来トーク」を昨年より5回から8回に増やして開催します。



◆DV被害者の支援

配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を4月に開設し、DV被害者が安心して相談できる環境の充実を図ります。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
1. 広報機能の充実	情報伝達手段としてのホームページの重要性の高まりを受け、閲覧性や速報性の充実を図る。また、広報ひらかたにおいて、小学生を対象にした記事を掲載する。
4. 広聴機能の充実	市政モニタリング事業を再構築するとともに、「ひらかた未来トーク」の充実を図る。
5. 新たな情報提供サービスの開始	コールセンター導入に向けた具体案を策定する。
6. 施策評価制度の確立	施策評価を次の施策展開につなげるため、評価結果における所管部署の明確化を図る。
15. 新たな総合計画の策定	平成27年度の新総合計画策定に向け、市民意識調査や将来人口推計などの調査を実施する。
16. 施策における「選択と集中」のシステムづくり	施策単位の課題を明確にしたうえで事業計画を立案するとともに、事業計画公開時に課題への対応状況を明らかにする。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	株式会社エフエムひらかた・特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会の中期的な「経営プラン」の策定を要請し経営健全化を促進する。
30. 都市間連携の充実	市民サービスの向上につながる広域連携の取り組みについて、近隣の自治体との意見交換や先進事例の研究に努める。

＜事務事業総点検に係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
施策評価運営事務	施策評価の結果を次年度以降の予算・事業計画により的確に反映できる制度へ改善する。
F M放送活用事業	災害時の情報発信体制の強化を図るとともに、経営の自立性の確保に向けたプラン策定の要請・放送委託料の見直しを行う。
市政モニター一実施事業	これまでの市政モニター制度や携帯電話やスマートフォンを活用したアンケートの検証を行い、これらを統合した市政モニタリング事業として再構築する。
男女共同参画啓発事業	第2次枚方市男女共同参画計画に基づく各種啓発事業を実施する。

＜業務改善運動のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
紙ベースの会議資料の削減	庁内会議の配布資料をバインダーに綴り、訂正時に資料の一部差し替えで対応することなどにより、紙ベースの会議資料の削減を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆平成 25 年 2 月に本館 1 階市民課に「市政情報モニター」を設置し、年間約 250 万円の広告収入を確保しました。



▲本館 1 階市民課に設置した市政情報モニター

- ◆平成 24 年度事務事業総点検の結果を踏まえ、予算編成において事業内容や経費等の精査を行い、F Mひらかた放送委託料を対前年度比約 435 万円削減するなど、部全体の経常経費を対前年度比 489 万円削減しました。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆災害時の情報発信体制をより確実なものにするため、連絡体制や参集方法、情報発信方法などについて詳細なマニュアルを作成します。
- ◆若手職員を対象に、部内各課の重点事業についての研修会を開催し、市の業務に対する幅広い知識や視野の向上を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページの充実

平成 24 年度の施策評価結果を踏まえ、より正確でわかりやすい市ホームページをめざします。具体的には、市政ニュースの迅速な更新、記事掲載終期の徹底、検索のしやすさの向上などに努めていきます。

◆情報発信力の強化

情報発信リーダーが本市の魅力や施策を効果的に発信することができるよう、サポートを行います。今年度は、マスコミ関係者など専門的知識のある講師による研修会の開催や先進的事例を紹介する場を設定、リーダー同士の意見交換会の開催などに取り組みます。

<平成 25 年度>

市民安全部の運営方針

市民活動課 香里ヶ丘支所
危機管理室 北部支所
市民課 消費生活センター
津田支所

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 住民自治の振興に関すること。
- (2) 危機管理の総合調整に関すること。
- (3) 防災及び防犯に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関すること。
- (5) 消費生活に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	81名
再任用職員	23名
再就業職員	1名
任期付職員	15名
非常勤職員	23名
合計	143名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

平成25年度は、市民自治の推進に向けた枠組みづくりと防災体制の強化のための施策を中心に、安全・安心のまちづくりに取り組みます。

また、市民サービス向上の取り組みとして窓口業務においては、待遇や業務知識に関する職員研修を促進し、親切丁寧なサービスに努めます。

I 重点施策・事業

◆（仮称）市民まちづくり基本条例の制定

行政が担う役割と責任を明確にしたうえで、市民自らが主体的にまちづくりに関わり、市民の声を市政に活かせる仕組みを定めた（仮称）市民まちづくり基本条例を平成25年度中に制定します。

◆防災体制の強化

東日本大震災を教訓に、地域防災計画の修正、業務継続計画（BCP）の策定、同報系防災行政無線のデジタル化、新消防本部庁舎の整備、戸籍副本データ管理システムとの連携など、今後予測される大規模な災害に備えた防災体制の強化に取り組みます。

◆市内防犯灯のLED化促進

地域における防犯力の確保と消費電力の削減による環境負荷の抑制を図るため、防犯灯のLED化に向けた助成制度を創設し、2600灯のLED化をめざします。

◆住民票等のコンビニ交付による利便性の向上

市民の利便性の向上を目的として、コンビニエンスストアでの住民票等の自動交付業務を平成25年10月から開始します。

◆消費生活センター機能充実事業等の推進

相談員のレベルアップなど「消費生活センター機能充実事業」並びに消費者被害の未然防止を目的とした「消費者行政啓発充実事業」に取り組みます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

＜行政改革実施プラン（前期）の改革課題＞

改革課題	取り組み内容・目標
3.(仮称)市民まちづくり基本条例の制定	市民参画と協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めた(仮称)市民まちづくり基本条例を平成25年度中に制定する。
7.地域コミュニティ・NPOとの連携	校区コミュニティ協議会と連携し、地域活動の担い手育成や自治会加入促進の具体策を検討する。 また、(特活)ひらかた市民活動支援センターと連携し、地域・NPO・行政等での協働型事業の推進を図る。
8.市民活動の情報収集と情報発信	市民活動の情報収集・発信、情報交換や人材育成につなげる場としてサブリ村野NPOセンターを運営する。
12.地域防災体制の強化	大規模災害等の発生に備え、同報系防災行政無線のデジタル化、地域防災推進員の育成、校区コミュニティへの活動補助等を通して地域防災体制の強化を図る。
19.市有財産等の有効活用 ②集会所用地に関する方針の策定	小規模公園内の集会所用地の移管の方策を協議し、貸付内容を検証する。
24.支所等のあり方に関する方針の策定	平成25年10月から実施する住民票等のコンビニ交付の利用状況を検証し、支所等の役割と今後のあり方について方針を策定する。

29.外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	市が設立に関わり補助金交付等の支援をしている特定非営利活動法人の枚方市勤労市民会及びひらかた市民活動支援センターについて、今後も健全な経営を維持するよう求めていく。
31.枚方寝屋川消防組合の運営の効率化	構成市において組合の運営経費の検証・協議を行い、運営の効率化を進める。また、消防指令業務について、交野市消防本部との共同運用を進める。

＜事務事業総点検に係る対応＞

事務事業	取り組み内容・目標
市民交流センター施設維持管理事業	利用率の低い調理室の利用方法の検証及び利用率向上対策を検討する。 市民交流センターへの指定管理者制度導入の可能性を検討する。
NPO活動支援事業	事業の効果の検証・評価を行い、制度内容の検討を進める。

＜業務改善運動のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
窓口サービスの向上	市民課や支所での住民異動に連動して生ずる各種の手続き（国民健康保険、介護保険、児童手当等）について、総合窓口や担当課の窓口と連携し、できるだけ短時間に対応できるよう丁寧な説明や適切な取り継ぎに努める。
朝礼等を活用した危機管理情報等の共有	朝礼等を活用し、常に最新の災害情報や危機管理情報等を部全体で共有する。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆住民票等のコンビニ交付に伴い自動交付機を廃止することにより、平成30年までの間に約2300万円の経費削減を行います。
- ◆市民課・支所等の窓口で交付する証明書類を入れる封筒の作成と封筒に掲載する広告を募集し、広告料収入を確保します。
- ◆地方消費者行政活性化交付金を活用し、さまざまな消費者啓発事業等に取り組みます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆災害対応、事務繁忙等、一時的に応援体制が必要な場合における部内各課の相互応援体制を強化します。
- ◆戸籍事務や外国人住民の住民登録事務などの業務に必要な知識の習得と窓口業務のスキルの向上を図るため、市民課、支所を通じた研修を促進します。また、共通の業務を執行する課・支所間の業務の標準化とさらなる協力体制の促進に取り組みます。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆市民生活の安全安心に資するため、ホームページ、ツイッター、ひらかた安全安心メール、防災行政無線などを活用して、災害情報、防犯情報、消費生活に関する被害情報等をすばやく提供するよう努めます。
- ◆『くらしの赤信号』『シグナル』等の啓発紙を発行し、消費生活に関する情報等を発信します。

<平成 25 年度>

総務部の運営方針

人材育成室人事課
人材育成室職員課
コンプライアンス推進課
総務管理課
情報推進課

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 庁舎管理に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 統計に関すること。
- (5) 職員の人事、人材育成、給与等に関すること。
- (6) 公正な職務の執行の推進に関すること。
- (7) 行政情報化及び地域情報化に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	65名
再任用職員	2名
任期付職員	9名
非常勤職員	24名
合計	100名

※臨時職員を除く

■基本方針■

平成25年度は、中核市移行に向けてさらなる行政力の向上を図るため、人材育成を進めるとともに、職員数の適正化や給与等の適正化の取り組みを進めます。また、清潔で公正な市政の推進をめざして、より一層のコンプライアンスの徹底を図るとともに、庁舎管理を適正に進めるほか、さらなる情報化の推進とセキュリティの徹底を図っていきます。

I 重点施策・事業

◆「自治都市・枚方」を実現する人材の育成

「枚方市人材育成基本方針」に基づき、研修体系の整備や研修制度の充実を図るとともに、人材育成の基幹ツールとして位置付けている総合評価制度や、人材育成支援システムを活用した人材育成の推進に取り組みます。

◆職員定数基本方針策定事業

中核市移行を踏まえ、今後の職員定数について、新行政改革大綱との整合を図り、「職員定数基本方針」を策定し、総人件費の適正化の取り組みを進めます。

◆給与制度等の適正な運用

給与制度等について、国や他の地方自治体の職員及び民間従業者の給与水準との均衡を図るため、適正な給与水準の確保に努めます。

◆中核市移行に必要な例規の整備

中核市移行による事務移譲に伴い、必要となる条例等の例規の審査及び情報公開・個人情報保護審議会への諮問など、手続きを適正に進めます。

◆来庁者用駐車場の有料化に向けた検討

本庁舎の来庁者用駐車場について、課題整理を行い、今後の運営方法を決定します。

◆情報システムの利用拡大

「枚方市情報化計画」に基づき、住民票の写し等のコンビニ交付サービス、国民健康保険業務等のコンビニ収納サービスを開始するなど、ICT化による市民サービスの向上を図ります。
住民対応窓口での待ち時間を伝えるため、案内番号をスマートフォンや携帯電話で照会できるサービスを推進します。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
5. 新たな情報提供サービスの開始	電話交換業務について、現状分析の上、ダイヤルインの導入。
22. 補助金の適正化	手続きの統一化等の必要な例規の整備。
23. 情報システムの利用拡大	市役所のICT化の推進セキュリティシステムの向上。
32. 総人件費の適正化	「職員定数基本方針」の策定と給与等を含めた総人件費の抑制。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	電話交換業務について、見直しを行うまでの間、任期付職員の活用。
34. 新たな人材育成基本方針に基づく職員力の向上	研修体系の整備や職員の意識改革。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
人事考課制度運営事務	人材育成支援システムの活用による効果的な人材育成。
職員被服等貸与事務	事務服の位置づけを含め、被服等貸与事務の見直し。
職員福利厚生事務	内容が重複する事業の見直しなど経費節減策の検討。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
環境負荷の低減	裏紙の再利用の徹底や会議資料の配布方法の見直し、パソコンの電源プラグオフなどによる環境負荷の低減。
資料等の電子データの効率的活用	共有サーバ内の電子データの管理ルール徹底。

III 予算編成・執行

◆平成25年1月から新たな財源確保として、職員の給与明細に広告を掲載し、今年度は約73万5000円の収益を見込んでいます。

◆「枚方市市有建築物保全計画」に基づき、今年度を実施する庁舎本館別館内装・内建具改修及び庁舎別館外壁・外建具等改修工事について、施工方法の工夫等により、経費の縮減を図ります。

◆これまでの共用封筒や公用車車体の広告掲載に加え、広告付庁舎案内板の設置など、新たな財源確保策を実施します。

◆公用車の買い替えに際しては、省エネ車や電気自動車等を積極的に導入することにより、燃料費の削減を図ります。

IV 組織運営・人材育成

◆「枚方市人材育成基本方針」の趣旨に基づき、各職場で効果的なOJTが実施できるようマニュアルを作成し、職場を基盤とした人材育成を進めます。

◆「枚方市人材育成基本方針」に掲げる「めざすべき職員像」や「求められる資質」との関連を明確にした研修体系・研修計画を作成し、長期的で継続的な人材育成に取り組みます。

◆職務に関連した国家資格の取得など、職員の自己啓発活動を支援する制度を充実し、職員の能力やスキルの向上を図ります。

◆人権擁護推進本部などの取り組みに合わせた体系的な人権研修を実施し、人権尊重の職場づくりを進めます。

◆総務部では、所管業務が多岐にわたるため、業務の平準化や朝礼・夕礼時の業務の進捗状況の共有化などにより、効率的な事務執行と時間外勤務の縮減に努めます。

◆全庁的な公用車事故防止の観点から、実践的な安全運転講習会の開催や「無事故・無違反チャレンジコンテスト」への参加、自動車事故審査委員会における事故原因の分析と共有化などの取り組みを通じ、職員の安全運転への意識を高めます。

V 広報・情報発信

◆ホームページの充実

情報通信技術を用いた住民サービスをより分かりやすく利用できるよう、情報推進課のページで一覧表示し、各課のページへ遷移するよう工夫します。

◆人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法及び条例に基づき、職員の任免、給与、勤務条件等の人事行政の運営等の状況について、市ホームページ及び広報ひらかたにより、公表を行います。

＜平成 25 年度＞

財務部の運営方針

資産活用課 税務室市民税課
財政課 税務室資産税課
総合契約検査室 税務室納税課
税務室税制課

■基本情報■

＜担当事務＞

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (4) 契約に関すること。
- (5) 工事の検査及び審査に関すること。
- (6) 市税に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	143名
再任用職員	10名
任期付職員	6名
非常勤職員	1名
合計	160名

※臨時職員を除く

■基本方針■

財務部は、主として、都市経営の根幹をなす「お金」「資産」「契約」に関連した業務を担っています。

平成 25 年度は、歳入の確保策として、市税等の徴収率の向上や市有財産の有効活用などに取り組みます。財政運営にあたっては、収支均衡を基本に、限られた財源の中で財政の健全性を維持するとともに、施策の「選択と集中」を踏まえて予算編成・運用を行います。また、入札・契約に関しては、公平性・透明性の確保及び競争性の向上に引き続き努めます。

財務部では、こうした専門性の高い業務を適切かつ効率的に執行するとともに、市民に対してきめ細やかな説明責任を果たすため、継続的な人材育成に力を入れていきます。

I 重点施策・事業

◆財政運営

社会経済情勢の変化に対応できる強固な財政基盤の確立に向けて、引き続き、自主財源の確保や地方債残高の抑制を図るとともに、効率的で無駄のない予算執行に努めます。

◆徴収率向上の取り組み

徴収体制等の強化に取り組むとともに、現年度市税の優先徴収と滞納者への差押処分等を徹底することにより、徴収率の向上に努めます。

◆入札契約制度の適正な運用

入札・契約過程の公平性・公正性・透明性を確保しながら競争性の向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化をめざして、入札契約制度を必要に応じて見直します。

◆税総合システム再構築事業

税業務の効率的な運用を図るとともに、税制度の改正を見据えながら、平成 28 年度の稼働に向けて税総合システムの再構築に取り組みます。

◆市有財産等有効活用推進事業

コスト情報や利用率などの情報を施設ごとに整理・集約し、一元的に管理運用できる公有財産台帳システムを構築するとともに、各施設の様子が客観的に判断できる施設白書作成に向けた取り組みを進めます。

また、有効活用の具体化策として北部別館用地の整理を行い、民間事業者に貸し付けるなど、新たな財源確保に努めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
19. 市有財産等の有効活用 ①施設白書の作成と市有財産等有効活用計画の策定	市有財産等の有効活用をさらに推進するため、施設白書及び有効活用計画策定に向けた取り組みを進める。
23. 情報システムの利用拡大	平成 28 年度の稼働に向けて税総合システムの再構築に取り組む。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	平成 26 年以降の土地開発公社の経営の健全化に関する計画を平成 25 年度中に策定する。
40. 総合計画と連動した収支見通しの作成	総合計画の実効性を高めるとともに、将来にわたり健全な財政状況を維持するため、経済成長率の低位予測を見込んだ収支見通しを作成する。
41. 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制	特別会計・企業会計への繰出金のうち、市独自の判断で行う基準外の繰出金について抑制を図る。
42. 公債費の抑制	基金（貯金）を活用し、地方債発行額を毎年 5 億円程度抑制する。
43. 財政調整基金等の積立	市税や地方交付税等を合わせた標準財政規模の 10%程度（70 億円程度）の積立額を維持する。
44. 施設の使用料の見直し ①来庁者・利用者用駐車場	平成 26 年度からの有料化実施に向けて取り組む。
47. 市税等の収入確保	特別徴収の推進、償却資産の物件調査の促進を行い、収入確保を図る。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
土地開発公社経営健全化事務	土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社の経営健全化を図る。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
税務室内共有ドライブの活用	税システムに関し、障害などの事由が発生した場合に、室内共有ドライブを活用して情報共有及び効率的な運用を図る。

III 予算編成・執行

- ◆自主財源確保の取り組みとして、引き続き、未利用地の売却及び普通財産の貸付などを行います。
- ◆税総合オンラインシステムで使用しているメインフレーム機をオープンサーバー機へ切替え（リホスト）、周辺機器の見直しを実施したことにより、約 4 1 2 万円の経費縮減を実現しました。
- ◆評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価委託料については、評価を行うポイントなどの見直しにより、約 2 6 3 万円の経費縮減を実現しました。

IV 組織運営・人材育成

- ◆税業務においては、公平かつ適正に賦課・徴収を行い、市民への説明責任を果たすため、固定資産評価、滞納処分、税制改正及び課税事務など専門的知識と経験が必要になることから、派遣研修や O J T を通じ職員のスキルを高めます。また、部内職員向けに年 2 回「市税レポートひらかた」と題した情報誌を発刊し、税務室職員の研究成果や研修報告を掲載することにより職員の向上心も高めます。

- ◆入札・契約に係る不正行為防止の取り組みとして、職員のコンプライアンス推進を図ることを目的に研修を実施します。
また、全部局を対象として、公正取引委員会などから講師を招いて「入札談合等関与行為の防止」に関する研修会も実施します。
- ◆税業務繁忙期のすれを利用し、個人市民税申告事務等について相互事務応援体制を構築します。

◆ふるさと納税（ふるさと寄附金）クレジット 収納の情報発信

インターネットを利用したふるさと納税のクレジット収納の導入（12月）に合わせて、ふるさと寄附金の周知と寄附の拡大を図るため、新たにホームページを作成します。

また、広報ひらかた、ツイッター、リーフレットの作成など様々な媒体を通して周知を行います。

V 広報・情報発信

- ◆部の情報発信リーダーのもと、市の財政や入札制度、市税の仕組みや税制改正など、市民や事業者にとって必要な情報や制度について説明責任を果たすため、各課のホームページや広報ひらかたなどへの掲載内容を充実させる取り組みを進めます。

◆租税教室の推進及び啓発



次代を担う児童・生徒に、税の意義や役割を啓発することを目的に枚方税務署管内租税教育推進協議会が市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣します。

また、税の大切さを理解していただくために「税に関する小学生の習字展」や「中学生の税に対する作文」優秀作品をホームページに掲載します。



<平成 25 年度>

地域振興部の運営方針

地域振興総務課	農政課
生涯学習課	里山振興課
文化観光課	財産区事務局
産業振興課	

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 市民文化、都市交流及び観光に関すること。
- (3) 商工業及び雇用対策、就労支援に関すること。
- (4) 農業に関すること。
- (5) 里山の保全及び振興に関すること。
- (6) 財産区に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	70名
再任用職員	14名
任期付職員	-名
非常勤職員	65名
合計	149名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

地域振興部の所管している、商業・工業・農業などの産業振興、文化・生涯学習など市民活動の支援、都市交流や観光などの賑わいづくり、ふるさと意識の醸成につながる里山の保全など、多岐に亘る内容を効果的に推進し、「誇れるまち」づくりに寄与します。

平成 25 年度は、健康医療都市コンソーシアムの柱の事業として、新たな医療関連産業の創出を目的に、枚方の地域資源である医療機関・大学とものづくり事業者等とのマッチングの充実を図るとともに、都市農業の後継者を育成するための（仮称）枚方版農業学校の開設に向けた取り組みなど、地域産業の振興を図るための仕組みづくりを着実に推進します。

また、教育文化都市の実現に向け、文化芸術の振興を図る条例の制定や、政策企画部と連携し、新たな拠点となる総合文化施設の整備計画を策定するなど、整備に向けた取り組みを進めます。

さらに、関係団体や市民と連携して事業の発信効果を高め、まちの魅力アップを図ります。

I 重点施策・事業

◆新産業創出をめざした産業・医療連携の仕組みの構築

新たな医療産業の創出や医療関連ビジネスの開拓をめざし、経済団体等と連携しながら産学連携強化や、平成 24 年度にスタートさせた情報交換会等により、産業と医療との連携の仕組みを構築します。



◆新規就農に向けた（仮称）枚方版農業学校の開設準備

農業の後継者づくりに向け、新規就農研修事業『（仮称）枚方版農業学校』の平成 26 年度実施をめざします。前年度作成の教育計画を踏まえ、教育カリキュラムを策定するなど、研修生受け入れに向けた取り組みを進めます。

◆文化芸術の振興に関する条例の制定

音楽や、演劇、美術創作など、プロ・アマを問わない市民の芸術文化活動が盛んな本市の特色を生かしたまちづくりを推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な考え方を示した条例を制定します。

◆名誉市民・森繁久彌氏生誕100年記念事業の実施

本市の名誉市民であり日本を代表するエンターテイナーである森繁久彌氏の生誕100年を記念し、森繁氏の故郷である枚方だからこそできる話題性のあるオンリーワンの事業として、市民とともに創る舞台公演等を実施し、文化の担い手の育成と郷土意識の醸成を図りながら「教育文化都市」枚方を全国に発信します。

◆大規模小売店舗立地法に関する事務の円滑な執行

大阪府から事務移譲を受けた「大規模小売店舗立地法に係る届出受理等事務」について、コンサルタント業者に一部事務を委託するとともに、庁内関係部署及び関係機関との連携により、適正な事務処理に努めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
28. 生涯学習施設と図書館の効率的な管理運営	生涯学習市民センターと図書館の管理運営について、各施設の役割を踏まえ、サービス向上と効率性の観点から検討を行い、今後の方針を策定。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	文化国際財団、枚方文化観光協会においてそれぞれ中期的経営プランの策定を要請。
48. 新たな産業振興策の推進と雇用創出の仕組みづくり	新たな医療産業の創出や医療関連ビジネスの開拓を図るとともに、経済団体や大学などと連携し、市内企業と学生のマッチングを促進することで雇用創出と人材育成につなげる仕組みを構築。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
「マルシェ・ひらかた」開催事業	産業間連携のあり方も含め、より効果的、効率的な開催方法を検討。
新産業創出支援事業	中小企業活動支援・地域貢献型ビジネス支援の2事業を統合再編した本事業により、事業者等が取り組む新規性に優れた事業や地域資源を活用した事業を継続的に支援する。
エコ農産物普及拡大事業負担金交付	消費者へのエコ農産物の普及拡大及びエコ農産物申請農業者の増加に向けた取り組みの推進。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	生涯学習市民センターの業務研修を定期的実施。運営マニュアル等の作成（改訂）を適宜行い、公平良質なサービスを提供。
効率的な会議運営	地域振興部は対外的な調整や部内連携にむけた会議が多いため、効率的な会議運営に努める。

III 予算編成・執行

- ◆厳しい財政状況の中で、継続事業に加え、（仮称）枚方版農業学校開設の取り組みや森繁久彌生誕100年記念事業などの新たな事業において国の補助金獲得に努めます。
- ◆国の動向を注視し、各種経済対策に迅速に対応した施策を展開するとともに、各種事業については職員の意識向上と部内連携の強化により、効果的効率的な執行に努め、最大限の成果をめざします。

IV 組織運営・人材育成

- ◆地域振興部の事業は、関係団体や市民との連携協力が不可欠であるため、コーディネート能力を実践の中で高めるとともに、産業や文化等の新たな政策を構築できる企画力ある職員の育成をめざします。
- ◆地域振興部は、毎年イベントの開催が多く、また、自然災害により農地や里山などに多くの被害が出た場合には、その対応に追われます。緊急的、臨時的に多くの人員を要する機会が多いため、部内の応援体制を強化します。

V 広報・情報発信

- ◆情報発信リーダーを中心に、様々なメディアを活用し各種事業の効果的な情報発信に取り組みます。平成 25 年度は、特に森繁久彌生誕 100 年記念事業を全国発信することで、文化のまち枚方を内外にPRするとともに、市民の意見を取り入れながら文化芸術の振興に関する条例を策定します。また、産業や文化、生涯学習、里山保全などの分野での各種団体や市民の取り組みについても発信を支援し、まちの魅力向上に努めます。

<平成 25 年度>

健康部の運営方針

健康総務課 医療助成課
国民健康保険課 保健センター
後期高齢者医療課 保健所準備課
年金児童手当課

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 保健及び医療に関すること。
- (2) 国民健康保険に関すること。
- (3) 後期高齢者医療に関すること。
- (4) 国民年金に関すること。
- (5) 児童の扶養に係る手当に関すること。
- (6) 医療助成に関すること。
- (7) 保健所の移管準備に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	155 名
再任用職員	9 名
任期付職員	11 名
非常勤職員	63 名
合計	238 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■基本方針■

健康部は、保健事業や救急医療体制の構築などを通じて、市民の健康の維持・増進を図ることを主な役割とし、そのための必要な施策を積極的に進めています。

平成 25 年度においては、平成 24 年 8 月に設立した“健康医療都市ひらかたコンソーシアム”による連携事業を進めるとともに、健康医療都市実現に向けた施策の推進に取り組みます。

また、分権改革一括法の施行に伴う未熟児等に対する保健事業を実施するとともに、平成 26 年度の中核市移行に伴う保健所業務の移管準備を進めます。

国民健康保険では、保険証の個人カード化や保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始し、被保険者の利便性の向上を図ります。

I 重点施策・事業

◆健康医療都市ひらかたコンソーシアムの運営

他市に例のない医療資源に恵まれた本市の優位性を活かして、平成 24 年 8 月に設立した「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の設立 1 周年記念事業を展開するとともに、参画団体とともに、災害時の医療対策の強化や医産学連携などコンソーシアムの連携事業を進めます。

◆「健康医療都市ひらかた」実現に向けた取組

コミュニケーションをとることが困難な外国人や聴覚障害者が安心して医療機関を受診できるよう、また、医師の負担や診療上のリスクを軽減できるよう、医療通訳ボランティアを養成し、ボランティア登録と派遣制度創設に向けた取り組みを進めます。

また、高齢者大腸がん検診補助事業を創設するとともに成人歯科健康診査事業の拡充を図ります。

◆母と子どもの健康増進

安心して健やかに赤ちゃんを産み育てられるよう、妊産婦健康診査に係る助成額を全国トップレベルまで引き上げるとともに、引き続き、妊産婦歯科健康診査に対する助成を行います。



風しんの急速な流行に対応し、妊婦と生まれてくる赤ちゃんの健康を守るため、5月から風

しん予防接種費用の助成を内容とする「緊急風しん予防対策事業」を実施します。

また、不妊症や不育症治療の経済的負担を軽減し、本市で子どもを産む母を支援する方策を検討します。

◆健康危機管理の推進

大規模な自然災害や新型インフルエンザ等に備え、災害時の健康被害の発生予防、拡大防止、治療等が円滑に行えるよう災害医療対策会議等において、備蓄医薬品や新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画の策定について検討を進めます。

◆分権改革への対応と中核市移行の準備

地方分権改革の一環として、平成25年4月から、未熟児等に対する保健指導や医療費の給付に関する事務を大阪府から移譲を受け、これまで市が行ってきた他の母子保健事業や医療費助成事業と統合して実施することで、市民サービスの向上を図ります。

また、平成26年4月の中核市移行に伴い、保健所を設置・運営することとなり、これまで大阪府が行ってきた専門性の高い難病や感染症に関する事務や医療機関などの監視規制業務などを適切・的確に引き継ぐため、大阪府への職員派遣をはじめとした移管準備を進めます。

◆食育の推進

子どもから高齢者まで、一人ひとりが「食」に関する正しい知識と「食」を選択する判断力を身につけ、生涯にわたり健全な食生活を実践するとともに家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、地域、生産者等が相互に連携し、ネットワークを築きながら市民運動としての食育の推進に取り組めます。

◆国民健康保険のサービス向上

7月の高齢受給者証、10月の被保険者証の一斉更新に併せ、被保険者ごとの個人カードを交付するとともに、6月からは、保険料をコンビニエンスストアでも支払えるようにすることで、支払機会の拡大と利便性の向上を図ります。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン(前期)の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
4. 国民健康保険特別会計の健全化と一般会計繰出金の抑制 ①国民健康保険特別会計	柔道整復施術に係る療養費請求内容の点検やジェネリック医薬品の利用促進を図り医療費の適正化を進めるとともに、保険料のコンビニ収納の実施や滞納処分を強化し、収納率の向上につなげることで、国民健康保険特別会計の健全化を図る。 一般会計繰出金については、国民健康保険財政の構造的な不安定性を踏まえ、検討する。
4. 市税等の収入確保	

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
特定健康診査・特定健康指導事業	高齢者大腸がん検診補助事業を創設し、特定健診との同時受診を促すなど、受診率向上に向けた取り組みを行う。
保健センターの地域支援事業	膝痛予防教室や認知症予防教室など市民ニーズの高い事業を地域包括支援センターと連携して行い、健康寿命の延伸をめざす。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
窓口対応の改善	窓口待ち時間のストレスを緩和するため、国保窓口の待ち人数表示をネット上に公開し、どこからでも待ち人数情報を得ることができるような工夫を行うとともに、引き続き接遇研修の充実を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

◆平成 25 年度予算編成では、特定財源の適正な把握に努めるとともに、歳出では、24 年度の決算見込を踏まえ、必要経費を見積もりました。

◆平成 25 年度の予算執行においては、予防接種や妊婦健診に関する財政措置の見直しなど、国の制度改正による影響を検証しつつ、必要な財源の確保に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

◆中核市への移行準備のため、職員を大阪府へ派遣し、業務の適正な継承を図るとともに、専門職をはじめとする職員のスキルアップをめざします。

◆健康・医療に関する情報発信等の企画調整など必要な能力を習得し実践できる人材を育成します。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページの充実

「健康医療都市ひらかた」の都市ブランドを発信していくとともに、市民に身近な施策をわかりやすく、またタイムリーに情報提供します。

◆中核市への移行に関する情報発信

広報ひらかた・ホームページ・CATV・FM 等による周知とともに、リーフレット作成、ミニコミ誌の協力等、様々な手法・媒体を通して周知や普及啓発活動を展開します。

◆コンソーシアム通信の発行・配信

健康医療都市ひらかたコンソーシアム参画団体による連携事業等を紹介する“コンソーシアム通信”を発行・配信し、コンソーシアムの活動を多くの方にお知らせするとともに、連携事業への参加を促します。



<平成 25 年度>

福祉部の運営方針

福祉総務課 高齢社会室
生活福祉室 法人指導課
障害福祉室

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 社会福祉法人の設立の認可等に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	148名
再任用職員	7名
任期付職員	18名
非常勤職員	37名
合計	210名

※臨時職員を除く

■基本方針■

高齢化の急速な進展や経済不況が長期化する中、福祉部では、より一層の市民福祉の充実に向けて、地域や福祉関連団体等と連携を図りながら、高齢者、障害者及び生活困窮者への支援を進めます。

高齢者施策では、健康づくりに対する意識の高揚に努めるとともに、健康寿命の延伸に向けた取り組みなど、介護予防事業を充実します。



障害者施策では、障害者に対する理解を深める取り組みや障害者が地域で安心して生活できるよう様々な取り組みを進めます。

生活保護制度では、適切な保護の実施に向け、医療扶助の適正化や扶養義務者への適切な調査、自立に向けた就労支援に取り組みます。

また、平成 26 年 4 月の中核市移行に向け、新たな権限移譲による施策を着実に展開するため、高齢者・障害者の施設・サービスの指定等

の基準を条例で制定するなど、市民サービスの基盤整備を図ります。

I 重点施策・事業

◆総合福祉センターリニューアル事業

老朽化が進む総合福祉センターにおいて、高齢者等の健康の増進、生きがいづくりを充実させるため、バリアフリー化などリニューアル工事に向けた実施設計を行います。

◆災害時要援護者避難支援事業

災害時に自力避難が困難な方を支援する仕組みを充実するため、地域の実情に応じた避難支援者の設定の仕組みづくりを進めるとともに、支援を必要とする方への一層の周知に努めます。

◆福祉避難所の環境整備

災害時に第1次避難所での生活に支障を来し、身体的ケアなど特別な配慮を要する方々が生活するための二次的な避難所となる福祉避難所の運営が行えるよう環境整備を進めます。

◆生活保護制度の適正な運営

生活困窮者の早期発見及び不正受給の防止を図るため、4月に生活保護情報ホットラインを開設するとともに、適正化推進チームを設置し、適正かつ迅速な対応を行います。

◆障害者地域生活支援事業の充実

障害者総合支援法の施行に伴い、障害者に対する理解を深めるための啓発を充実するとともに、成年後見制度に関する研修や講習会を実施します。また、難病患者等も障害福祉サービス等の対象となることから、移動支援事業等の利用対象を拡大し、日常生活用具給付事業等の給付品目を拡充します。



◆介護保険施設等の整備推進

平成 26 年度中の開設に向け、特別養護老人ホーム 2 カ所と認知症高齢者グループホーム 1 カ所の施設整備を推進し、「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第 5 期）」で定めた整備目標の達成をめざします。

◆高齢者の見守り施策の充実

ひとり暮らしや認知症高齢者の方などが安心して暮らせるよう、地域の新聞店や郵便局、コンビニなど様々な事業者の協力のもと、安否確認や支援を要する人の早期発見に結び付ける「高齢者見守り 110 番」を充実するとともに、緊急通報体制整備事業のより一層の利用促進に努めます。

◆介護予防事業の充実

健康に不安がある方を対象とした介護予防教室の開催数を増やすとともに、医療機関と連携して取り組むメディカルフィットネス教室の実施回数を拡大するなど、運動機能向上をめざす方を対象とした介護予防教室の拡充を行い、より多くの高齢者に介護予防に取り組んでいただけるように努めます。

◆中核市移行に伴う移譲事務の準備作業

平成 26 年度の中核市移行に向けて、分権改革一括法に基づく社会福祉施設等の人員・設備・運営に関する基準を定める条例等を整備します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
12. 地域防災体制の強化	地域の実情に応じた避難支援者の設定の仕組みづくりを進める。
25. 生活保護制度の適正な運用	ケースワーカーの適正配置を図るとともに、医療扶助の適正化などに取り組む。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会と同様、公益社団法人枚方市シルバー人材センターに対しても中期的な経営プランの策定を要請し、経営健全化を促進する。
38. 保育所等の民営化	くずは北デイサービスセンターの平成 27 年度民営化に向け、検討を進める。
44. 施設使用料の見直し ②総合福祉センター	平成 26 年度中に総合福祉センターの耐震及びリニューアル工事を実施し、平成 27 年度中の有料化にむけて取り組む。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
社会福祉協議会活動補助事業	社会福祉協議会の「経営戦略プログラム（第 2 期）」との整合性を図りながら適正化に取り組む。
生活保護受給者自立支援事業	就労支援プログラムへのより多くの参加を促し、受給者の早期自立が図れるよう、支援体制を拡充する。
高齢者鍼灸マッサージ事業	利用者状況や施術内容等について検証し、より効果的な取り組みとなるよう検討する。
介護予防の普及啓発事業	介護予防教室実施後、参加者への事後アンケート調査を行い、事業効果の把握にも努める。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	福祉部では、支援を要する市民が多く来庁されることから、窓口では職員から積極的に声かけを行うなど、来庁者の立場に立った親切丁寧な対応に努める。また、窓口アンケートを実施する障害福祉室では、アンケート結果を踏まえて対応改善を行うとともに、窓口マニュアルを活用し市民満足度の向上に努める。
公用車の事故防止	福祉部では、訪問調査などで公用車を運転する機会が多いことから、朝礼などで安全運転を呼びかけ事故防止の徹底を図る。
公平かつ公正な対応	多様化する福祉ニーズに的確に対応するとともに、質の高いサービスを提供するため、法令等に基づき公平かつ公正な対応に努める。特に、法人指導課では、大阪府からの権限移譲に伴う新たな業務を適正に実施するため、業務フロー及び研修プログラムを確立し、公平かつ公正な事業者対応を行う。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆国庫補助制度のセーフティネット支援対策等事業費補助金 4200 万円の財源を確保し、健康管理支援員の増員及び生活保護適正化調査員を新たに配置するなど、生活保護の実施体制を整備します。
- ◆介護予防事業に「大阪府地域福祉・子育て支援交付金」を活用し、139 万 6000 円の財源を確保します。
- ◆「大阪府地方分権推進制度による移譲事務に係る交付金」制度により、4710 万 7000 円の財源を確保します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆福祉部における懸案事項等は、部内会議や室・課内会議、朝礼等を通じて、部内職員全員が課題等を共有し、課題達成に向けて取り組みます。
- ◆窓口の繁忙期には、市民等の待ち時間を短縮するため、柔軟な窓口対応を行います。また、来庁者が気兼ねなく安心して相談できるよう、面接室などの活用により相談者のプライバシーに配慮した対応に努めます。



- ◆福祉部門においては、法改正に伴う施策やサービスの見直しが行われることから、各種研修への参加や職場内研修を積極的に行い、各職場に必要なスキルを習得します。また、法人指導課では、大阪府からの権限移譲に伴う新たな業務を適正に実施するため、大阪府の業務への同行や指導監督についての職員研修に努めます。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページの充実

閲覧者が知りたい情報をわかり易く整備するとともに、速やかに目的の情報にアクセスできるよう、閲覧者の利便性の向上に努めます。また、画像やイラストを活用することで、わかりやすく読んでいただけるホームページをめざします。

◆情報発信の充実

広報紙をはじめ、市ホームページ、エフエムひらかた、CATV、リーフレット等様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

＜平成 25 年度＞

子ども青少年部の運営方針

子ども青少年課
放課後児童課
子育て支援室
家庭児童相談所

■基本情報■

＜担当事務＞

- (1) 青少年の健全育成に関すること。
- (2) 留守家庭児童会室に関すること。
- (3) 保育の実施に関すること。
- (4) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。
- (5) 児童家庭相談に関すること。
- (6) 児童虐待の防止に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	318名
再任用職員	15名
任期付職員	282名
非常勤職員	107名
合計	722名

※臨時職員を除く

■基本方針■

本部は、平成 24 年 4 月、乳幼児から青少年までの次世代の育成支援に係る施策を総合的に推進する部局として設置されました。

近年の急速な少子化の進行、また、家庭、居住環境、地域社会、学校、街、メディアなど子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子ども達が健やかに生まれ、育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう様々な支援を推進します。

平成 25 年度は、保育所待機児童の年度当初ゼロに向け、様々な取組を進めるとともに、公立保育所の民営化を着実に進めます。留守家庭児童会室については、老朽化した留守家庭児童会室の建替え等保育環境の改善を図るとともに、児童福祉法の改正を踏まえた今後の運営方針について検討を開始します。また、児童虐待防止に向け様々な取組を行うとともに、家庭児童相談所の機能強化を図ります。さらに、ひきこもりやニート、不登校（義務教育終了後）の子ども・若者への対策にも取り組んでいきます。

また、中核市への移行に向け、母子福祉資金等の貸付事務や保育所等の設備運営基準の条例化、また、子ども・子育て関連三法に伴う制度移行への準備を進めます。

I 重点施策・事業

◆待機児童対策の推進

年度当初の待機児童ゼロに向け、認可保育所の定員増や特定保育事業の拡充、閉園される公立幼稚園施設の活用に向けた実施計画の策定などに取り組みます。

また、保育士不足に伴う人材確保を図るため、安心こども基金を活用した保育士等処遇改善臨時特例事業を 1 年間実施します。

◆公立保育所の民営化

平成 25 年 4 月に小倉保育所の民営化を実施するとともに、「公立保育所民営化（中期計画）」に基づき、宮之阪保育所の保育引継や中宮及び北牧野保育所の運営法人の選考を行います。

◆保育コンシェルジュの配置

子育て支援室に任期付短時間勤務職員を配置し、保育所の入所相談や申込受付のほか、個々の保育ニーズに応じたきめ細かい対応を行い、窓口機能の充実を図ります。

◆子ども・子育て関連三法の対応

子ども・子育て支援法が平成 27 年に施行されることから、子ども・子育て支援事業計画の平成 26 年度策定に向けニーズ調査を行います。今後、国の動向を注視し、保育所、子育て支援、留守家庭児童会室等の制度移行への準備を進めます。

◆留守家庭児童会室の運営方針の検討

児童福祉法の改正により、国が新たに定める設備及び運営の基準を踏まえた対応について検討を開始します。

また、3 年目を迎える「障害のある第 5 第 6 学年の児童の受け入れ」について、26 年度以降の運営方針を決定し、準備を進めます。

◆児童虐待防止及び家庭児童相談所機能の充実

児童虐待防止を図るため、子ども向け支援事業の実施や育児支援家事援助事業の無料化を行うとともに、市民への啓発としてオレンジリボンの公用車貼付を行います。

◆「枚方市子ども・若者育成計画」の策定

ひきこもりやニート、不登校の対策に係る総合的な指針となる「枚方市子ども・若者育成計画」を5月に策定します。

◆「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」の設置等

ひきこもり等の子ども・若者やその家族等が相談できる常設の相談窓口として、子ども青少年課内に「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、相談に応じるとともに「ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」と連携し、適切な支援機関につなげるようコーディネートを行います。

また、ネットワーク会議については、より効果的な支援の在り方や事例検討などひきこもり等の発見から自立に向けて一貫した支援体制の構築に向け、取り組んでいきます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
10. 困難を抱える子ども・若者を支えるネットワークづくり	行政や関係機関、NPO等で構成する「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を中心とした支援のネットワークを構築する。
19. 市有財産等の有効活用 ③閉園幼稚園施設の活用	実施計画の策定。 (平成 26 年度前期)
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	児童福祉施設調理業務・児童福祉施設用務業務に関する職員配置基準の見直し(平成 25 年度)。
38. 保育所等の民営化	小倉保育所(平成 25 年 4 月) 宮之阪保育所(平成 26 年 4 月) 中宮保育所(平成 27 年 4 月) 北牧野保育所(//)
47. 市税等の収入確保 (保育所・留守家庭児童会室保育料の収入対策)	特別債権回収チームとの連携、口座振替の勧奨、平成 25 年 6 月からのコンビニ収納の導入などによる徴収率の向上。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
枚方公園青少年センター青年文化事業	青少年のニーズの把握に努め、独自性のある事業を企画・実施する。
公立保育所維持管理事業	効率的・効果的な維持管理を行うとともに、技能労務職の体制の検討を行い、事業費の削減に取り組む。
公立保育所管理運営事業	適切な人員配置や効率的な予算執行を推進するとともに、民営化により事業費の削減に取り組む。

公立保育所環境整備事業	民営化により削減した経費を活用し、計画改修、建替えに取り組む。
ふれあいルーム事業	絵本を通じた乳幼児親子の交流を促進する。
乳幼児全戸訪問事業	関係機関等との連携により、乳児のいる家庭の孤立化を防止する。
育児支援家庭訪問事業	支援の必要な家庭に訪問できるように広報の方法を工夫する。
育児支援家事援助事業	利用負担額を無料化し、事業を推進する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
保育所入所受付窓口の充実	保育コンシェルジュを配置し、窓口機能を強化する。
環境に配慮した移動手段の活用	電動バイクや自転車等を活用するなど、環境に配慮した公用車の使用を実践する。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆平成25年4月から小倉保育所民営化により単年度約7650万円（約85万円×90人：23年度決算ベース）の削減を実現します。
- ◆新たに創設された安心こども基金を活用した保育士等処遇改善臨時特例事業により、私立保育園に補助金を交付します。（予算額：約1億円）また、同基金の児童虐待防止対策緊急強化事業を活用し、子ども向け支援事業を実施します。
- ◆大阪府地域福祉・子育て支援交付金（分野別リーディング事業）を活用し、ひきこもり等子ども・若者相談支援センター設置運営事業に充てるとともに家庭児童相談所機能の充実を図るため、専門研修を実施します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆ミッションを達成すべく、部員全員に運営方針に基づく組織目標の共有化を図ります。
- ◆積極的な業務改善、効率的な事務分担等により、時間外勤務の縮減に努めます。
- ◆中核市への移行準備や子ども・子育て関連3法に伴う制度移行に対応するため、関係自治体や教育委員会との連携を図りながら、研修等を通じて、職員力の向上を図ります。
- ◆複雑・多様化する児童家庭相談や児童虐待、ひきこもりやニート等の相談に対応するため、外部から専門的分野の助言・指導者を招へいし職場研修を行うなど、職員の専門的な技術向上を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆都市ブランドとしての教育文化都市をはじめ、部内各課のアピールしたい取組や中核市への移行など広報ひらかた、ホームページ、CATV、FM等により周知します。
- ◆保育所における情報発信
公立保育所に新たな屋外掲示板を設置し、各保育所で取り組んでいる地域子育て支援行事のチラシ等を掲示し、情報発信の充実を図ります。
- ◆公用車による児童虐待防止の啓発
11月の児童虐待防止推進月間を中心に、公用車にオレンジリボンをデザインしたマグネットシートを貼付し、児童虐待防止の啓発を推進します。

＜平成 25 年度＞

環境保全部の運営方針

環境総務課
環境衛生課
環境公害課
淀川衛生事業所

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (2) 自然環境の保全に関すること。
- (3) 不法投棄等の廃棄物の不適正処理対策に関すること。
- (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。
- (5) 公害の防止及び規制、監視、指導等に関すること。
- (6) し尿の収集及び処理に関すること。

＜部の職員数＞H25 年 4 月 1 日現在

正職員	70 名
再任用職員	8 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	1 名
合計	79 名

※臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

環境保全部では、「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」を実現するため、地球環境から市民の身近な環境まで、幅広く様々な環境保全施策を実施しています。

平成 25 年度は、3 月に策定した枚方市地球温暖化対策実行計画に基づき、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた施策や、省エネルギー・省 CO₂ 活動を促進するための施策に重点的に取り組みます。

また、平成 26 年 4 月の中核市移行に伴い権限移譲される産業廃棄物業務等をスムーズに実施するため、大阪府との連携を強化しながら、情報収集と制度、組織体制の整備を進めます。

I 重点施策・事業

◆地球温暖化対策・環境保全施策の推進

・太陽光発電の推進

淀川衛生事業所の敷地内に、出力 600kW の大型太陽光発電設備を 7 月から稼働させ、広く市民への啓発に利用するとともに、売電収益を温暖化対策に活用します。

また、住宅用太陽光発電システムへの設置補助に引き続き取り組みます。

・枚方市環境マネジメントシステムの運用開始
市役所における環境保全活動の一層の推進とさらなる事務の効率化を図ることを目的に、本市独自の新たな環境マネジメントシステム（H-EMS）を運用します。

・ヒートアイランド対策

本市は全国的に見ても夏の気温が高く、特に枚方市駅周辺はヒートアイランドの影響もあり、体感的にも大変暑くなっています。

そこで、環境省が平成 25～27 年度に行う「ヒートアイランド現象に対する適応策モデル事業」において、「岡本町公園及び京街道の一部におけるヒートアイランド対策」を実施します。25 年度は暑熱環境の調査を行うとともに、地元自治会と協議し、取り組み内容を検討します。

◆やすらぎの杜の火葬炉増設

火葬件数が増加していることを踏まえ、今後予定される火葬炉・公害防止設備の大規模補修への対応と利用者の利便性の向上を図るため、現在 8 炉で運用している火葬炉について、当初計画していた残る 4 炉の整備を行います。

◆中核市への移行準備

中核市移行に伴う大阪府からの移譲事務である産業廃棄物、浄化槽、公害関係業務の執行体制を整備するとともに、条例等の整備と知識、技能の習得など、必要な準備作業を進めます。

◆公害防止条例の見直し

本市公害防止条例について、公害関係法例等との整合を図るとともに、市の条例として必要な規制内容とするため、工場に対する規制基準や地下水規制の見直しなどに取り組みます。

◆生活排水対策の推進

し尿等処理する淀川衛生工場について、下水道整備の進捗状況を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の搬入量の推移を見極めつつ、老朽化した施設の更新を計画的に進めるとともに、将来的な処理方法のあり方の検討を進めます。

また、生活排水の適正処理を推進するため、汲み取りから公共下水道への接続促進や、下水道未整備区域における市民向け生活排水学習会の開催等の啓発を強化します。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
26. し尿処理業務の効率化	公共下水道整備の推進・普及によりし尿等の処理量の減少が進む中、関係部署と連携して大阪府及び関係自治体との協議を進め「第2次枚方市生活排水処理基本計画」に基づき、平成27年度を目標に、淀川衛生工場における今後の施設の方向性を決定する。 平成25年度は、更新・修繕工事について優先度を見極めて実施することなどにより、工場のさらなる効率的な維持管理に努める。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	NPO 法人環境ネットワーク会議における中期的な「経営プラン」の策定に向け、平成25年度は、今後5年程度を見据えた中期的な視点で、活動内容とそれに必要な人員や経費、それらに要する会費収入等の試算を求める。なお、平成25年度から環境情報コーナーの運営

	委託にあわせて、市補助事業を精査し、補助金を32%削減している。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	セーフティネットの確保及び業務の継続性、効率性の視点を踏まえて、引き続き適正な配置基準を検討する。
39. 業務委託の拡大	市内の河川・地下水の水質汚濁状況の監視業務について、測定項目や測定頻度を見直すとともに、採取した水の分析業務を民間検査機関等へ委託する。 (平成25年4月実施)

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
地球温暖化防止対策事業	「枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づき事業を実施し、市域の温室効果ガス排出量や施策事業の進捗状況等を定期的に把握して、対策の効果と有効性を検証する。
エコオフィス推進事務	ISO14001を卒業し、本市の組織体制や活動内容に適した環境マネジメントシステム(H-EMS)を、平成25年度から運用する。
まち美化啓発事業	路上喫煙の制限について、市ホームページ、広報紙等による啓発を継続するとともに、事業所訪問による従業員への啓発依頼キャンペーンを実施し、事業者の対応状況を検証する。 犬のふん対策について、放置防止の啓発を継続するとともに、効果の大きい、住民自らによる地域内の啓発キャンペーンとふんの処理を内容とする、モデル事業の普及を図る。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
職員提案制度への積極的な参加	職場研修の一環として、職員が様々なアイデアを出し合う場を設けることにより、新たな気づきを引き出し、熟度の高い施策につながる提案ができるよう、取り組む。
窓口・電話対応の改善	窓口や電話対応におけるトラブル事例と改善策を登録し、部内の共有化を図ることにより、市民満足度の向上を図る。
ITを活用した業務改善の推進	庁内ネットワークシステムの有効活用策を検討し、情報の共有化と省力化を図るとともに、職員のIT能力向上に向けた部内研修を行う。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆平成 24 年度事務事業総点検の結果を踏まえ、し尿処理に関わる委託業務の発注方法の見直しや事業の統合により 658 万円、環境マネジメントシステムの認証取得の見直しにより 111 万円の経費縮減を実現しました。
- ◆NPO 法人環境ネットワーク会議について、平成 25 年度の新規事業として環境情報コーナーの運営を委託する一方、補助金対象事業を見直し、交付額を減額しました。
- ◆水質検査業務の民間委託により、公害防止のための事業所指導や調査、公害苦情相談の充実を図ります。
- ◆市施設への太陽光発電設備の設置に向け、国・府の補助金の動向を注視し、その活用をめざします。
- ◆大型太陽光発電設備（7 月稼動予定）の売電収益として、初年度である平成 25 年度は約 350 万円を見込んでいます。
- ◆やすらぎの杜の市外利用料金の改定により、年間 800 万円の増収を見込んでいます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆部の運営方針に基づく組織目標の達成に向けて、定期的な部内会議により情報共有とスケジュール管理を行います。
- ◆中核市への移行に伴う権限移譲と業務再編に向け、関係機関・部署との協議調整を組織的に進めます。また、研修の実施や職員相互の学習を通して、新たなノウハウを蓄積しつつ、職員の業務執行能力の向上を図ります。
- ◆部の危機管理マニュアルの改訂に向け、浸水や地震など、災害別の対応策や人員体制の検討を進める中で、職員の災害対応にかかるスキルアップを図ります。
- ◆河川への油流出等の環境事故や災害の発生時、イベント開催や季節的な繁忙期などに、部内が連携し、相互応援する体制を整えます。
- ◆日常業務における教育訓練にとどまらず、朝礼やミーティングの場を活用することにより、互いに学び合う職場風土を築きます。
- ◆公用車の運転業務に従事する職員が多いため、継続的な研修を実施し、安全でエコな運転を定着させます。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆7 月開設予定の大型太陽光発電設備を活用した情報発信として、PR用スライドの作成や、一般見学会の開催、市民向け出前講座のメニューへの追加、保育所（園）・幼稚園・小中学校の見学の受け入れなどを行います。
- ◆サブリ村野にリニューアルオープンした「環境情報コーナー」において、環境ネットワーク会議と協力して、環境セミナーの開催や省エネナビの貸出し、エコドライブの講習などを行うことで、省 CO₂ 活動をPRします。
- ◆ふるさといきもの調査で明らかになった地域の生きもの自然環境やその豊かさ、多様さについて、説明会を開催するなど市民へのPRに努めます。
- ◆微小粒子状物質（PM2.5）をはじめとした、市民の関心が高い環境関連の情報を即時に発信できるよう努めます。

<平成 25 年度>

環境事業部の運営方針

減量総務課
穂谷川清掃工場
東部清掃工場
減量業務室

■基本情報■

<担当事務>

- (1) ごみの処理に関すること。
- (2) ごみの減量及び資源化に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	224 名
再任用職員	28 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	3 名
合計	255 名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■基本方針■

環境事業部では、安全で安定的なごみの収集・処理体制を確保することを基本に、ごみの削減とごみの資源化に関する施策・事業を推進し、循環型社会をめざします。

平成 25 年度は、市民サービスの向上をめざした業務改善に取り組むとともに、市民、事業者と連携してごみの発生抑制を最優先とした 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）施策を積極的に展開し、スマートライフの普及啓発を推進します。

I 重点施策・事業

【焼却ごみ削減による循環型社会の形成推進】

◆ごみ処理手数料の検討

事業系ごみ処理手数料については、排出者責任に基づく、適正化を図るために改定を行います。

一般家庭ごみの有料化については、広域的な視点で北河内各市と連携を図りながら、先進事例の調査や研究に取り組みます。

◆パートナーシップによる取り組みの展開とスマートライフの普及啓発

校区コミュニティ協議会や廃棄物減量等推進員と連携した地域でのスマートライフの普及啓発のために、再生資源集団回収の充実、生ごみ堆肥化の啓発活動強化及びノーレジ袋・マイボトル持参キャンペーンの推進を図ります。

◆ひらかた夢工房における活動の推進

ひらかた夢工房での市民ボランティアによる活動を支援しながら、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信し、市民によるリサイクルシステムの確立を進めます。

【安全で安定的なごみの収集・処理体制の確保】

◆粗大ごみ破碎処理施設の円滑な稼働

東部清掃工場に設置した新・粗大ごみ破碎処理施設を安全で安定的に運営し、鉄やアルミなどの資源物を回収することにより、ごみの減量と資源の再生利用を進めます。

◆第 3 プラント老朽化対策計画の策定

平成 24 年度に実施した第 3 プラント現況調査報告に基づき、客観的・専門的視点を取り入れた、老朽化対策計画を策定します。

◆施設整備基本構想の策定

ごみ処理施設の現状を踏まえ、将来のごみ処理施設の整備に向けて、ごみ処理量の将来予測、必要な処理体制及び処理方法を検討します。

【業務改善による市民サービスの向上】

就業時間帯の見直しを行い、ごみ収集に係る午前と午後の収集エリアの均衡化を図ります。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
9. アダプトプログラム等の推進	地域の美化活動をボランティアで行っているアダプトプログラムのさらなる推進を図るための支援策を充実する。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	セーフティネットの考え方を踏まえた上で、配置基準の見直しを行う。
45. ごみ処理手数料の見直し	事業系ごみ処理手数料の改定を行う。一般家庭ごみの有料化については、先進事例の調査や研究に取り組む。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
事業系ごみ減量指導事業	多量排出事業所以外の事業所にも、ごみ減量等の周知啓発を行う。
ごみ減量化啓発事業	焼却ごみ半減に向け、公共施設・街頭においてアンケート等を実施する。
ごみ減量化対策事業	地域の廃棄物減量等推進員と連携し、広く市民に分別情報を提供する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
行政財産（ごみ集積場）の適正管理	所管するすべてのごみ集積場の利活用状況を把握し、払い下げ等を含めた有効活用を検討する。
新たな財源の確保	買替購入するごみ収集車の車体に有料のラッピング広告を掲載する（3.5トン塵芥車2台を予定）。
市民サービスの向上	就業時間帯を見直し、午前と午後の収集エリアの均衡化を図ることで、市民サービスの充実を図る。
公用車の事故防止	交通安全講習会を開催するとともに、車両にバックモニター等を搭載することで、公用車の事故防止対策を徹底する。
焼却炉への搬入不適物の排除	焼却施設の機器を損傷等するおそれのある搬入不適物（缶やびん、金属類など）の搬入を未然に防ぎ、適正なごみ処理を行うことを目的にごみ搬入検査を実施する。
防火・防災及び安全な作業環境の構築	防火・防災訓練及び施設安全パトロールを実施し、場内の安全措置を講じる。

Ⅲ 予算編成・執行

【経費の削減】

- ◆溶融スラグを舗装の原材料などに活用することにより、焼却灰等の最終処分（大阪湾広域廃棄物埋立処分場への埋立処分）に係る経費を削減します。
- ◆溶融飛灰の処分について、薬品代及び処分費の削減を図るために、埋立処分から、薬品を使用せず資源（重金属）を取り出す山元還元による処分に変更することを検討します。

【財源の確保】

- ◆ごみ焼却による熱を利用して発電した余剰電力を、電気事業者に対し固定買取制度を利用して売電します。
- ◆粗大ごみ破碎処理施設から選別回収される鉄やアルミなどの資源物を売り払います。
- ◆ごみ収集車の車体に有料ラッピング広告を掲載することで、新たな財源確保を行います。

【財源の活用】

- ◆適正なごみ処理を行って資源を循環させることで生じた財源を積み立てているスマートライフ推進基金を活用して、スマートライフの普及啓発事業を実施します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆安全で安定的なごみの収集・処理体制を確保するために、職員の技術的な知識や現場での業務経験の蓄積及び継承に必要な「先進都市の事例研究」や「廃棄物に関わる知識の習得」などの研修や他施設の見学を通じて、職員の技能向上・人材育成を図ります。

- ◆部の運営方針に基づく組織目標である、市民サービスの向上をめざした業務改善及び4R施策の積極的な展開によるスマートライフの普及啓発について、その達成に向けた取り組みの共有化を行います。併せて組織の総合力を最大化するため、適材適所の職員配置と確実な進行管理を行います。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆さまざまな啓発活動や情報伝達媒体などを駆使したごみ減量やリサイクルに関する広報・情報発信の充実を図ります。
 - ◇平成25年4月にオープンした「ひらかた夢工房」における市民ボランティア活動を通じた情報発信
 - ◇街頭キャンペーンや地域学習会などの実施
 - ◇ごみ減量フェア・ごみ減量講演会の開催や清掃工場等の施設見学の実施
 - ◇市ホームページ・広報ひらかた・CATV・FMやパンフレット・説明会等の広報活動に加え、ツイッターなどの新たな情報伝達媒体の活用

<平成 25 年度>

都市整備部の運営方針

都市計画課
都市整備推進室
連続立体交差課
開発指導室開発調整課
開発指導室開発審査課
開発指導室建築安全課

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 都市政策に関すること。
- (2) 市街地整備に関すること。
- (3) 都市景観に関すること。
- (4) 京阪本線連続立体交差事業に関すること。
- (5) 開発事業等に係る協議及び指導に関すること。
- (6) 開発行為の許可に関すること。
- (7) 建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	71名
再任用職員	3名
任期付職員	1名
非常勤職員	4名
合計	79名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■基本方針■

これからのまちづくりは、将来のまちの姿を見据え、地域の特性を活かすことが求められています。まちとは住みよさと活気とが調和して発展するものであり、私たち都市整備部はそれを支える一端を担っています。

平成 25 年度は、新たなまちづくりの行動を起こす重要な年度であり、本市の玄関口である枚方市駅周辺地域の再生、京阪本線連続立体交差事業の推進や魅力あるまちづくりを進めるための景観形成に取り組みます。また、市民が安全・安心に暮らすための民間建築物の耐震化の促進などにも着実に取り組みます。そのほか、良好なまちの形成をめざし、開発行為や建築行為などを規制・誘導しています。

I 重点施策・事業

◆京阪本線連続立体交差事業

新設した「連続立体交差課」により、平成 25 年度内の事業認可取得に向け手続きを進めます。また、専門的ノウハウを有する民間機関を活用し、迅速で効率的な用地取得に向けた取り組みに着手し、事業の早期完成をめざします。

◆枚方市駅周辺再整備ビジョン

枚方市駅周辺が、本市の中心市街地にふさわしい魅力あふれ賑わいのあるまちとなるよう枚方市駅周辺再整備ビジョンに基づき取り組みを進めます。

◆景観計画の策定と都市景観条例の制定

中核市移行に合わせ、地域の特性を活かした魅力ある景観づくりをめざすため、景観基本計画の改訂、景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定に取り組みます。

あわせて、大阪府より権限移譲された屋外広告物許可事務等について、条例を制定し、良好な景観形成に取り組みます。

◆枚方市駅耐震化事業

地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行うため、鉄道事業者が実施する枚方市駅の耐震化事業に対し、国、大阪府と協調して平成 25 年度から補助金の交付を行います。

◆住宅・建築物耐震化促進事業

安全・安心のまちづくりのため、「新耐震基準」が制定された昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築された住宅・建築物の所有者を対象に、耐

震診断・改修設計・改修工事及び除却に要する費用の一部を補助し耐震化の促進をめざします。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
14. 市域全体の建築物の耐震性向上（民間建築物の耐震化を促進）	補助制度の周知に努めるとともに、大阪府と連携しながら、補助制度の拡充を検討する。住宅および特定建築物の耐震化率 9 割をめざす。
29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	さらなる経営の安定化に向け、指導に取り組む。 （枚方市街地開発株式会社の経営健全化の促進）
39. 業務委託の拡大	京阪本線連続立体交差事業における用地取得業務の一部を外部委託化する。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
枚方宿地区まちづくり協議会支援事業	まちづくり協議会の自立化に向け、段階的に法人化を図れるよう支援する。
枚方宿歴史的景観保全地区修景助成事業	枚方宿地区において修景助成し、歴史的街なみの形成を効果的に進める。
町家情報バンク支援助成事業	賑わいづくりへの有効性を確保しつつ、類似事業との事務効率化に向け、課題整理を図る。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
事務内容の継承	担当する事務のマニュアルを更新し共有化する。
会議時間の短縮	会議の目的、時間配分、役割分担を会議前に明確にし、共有する。

III 予算編成・執行

- ◆京阪本線連続立体交差事業の用地取得を効率的に進めるため、事務の一部を外部委託します。（予算額 4 800 万円）
- ◆枚方市駅の安全性の向上のため、鉄道事業者が実施する耐震補強事業に対し補助金の交付を行います。（予算額 1 116 万 7 000 円）
- ◆都市計画審議会の会議録作成について、人件費縮減など効率的な業務の執行に向け外部委託します。

IV 組織運営・人材育成

- ◆業務量の平準化や、現場調査の方法を見直すなど、業務改善をすすめ時間外勤務の縮減に努めます。
- ◆災害時の緊急対応を強化するため、災害出動班の再編成や研修の充実等により、職員の意識啓発を行います。また、災害時における建築物や宅地の安全確認を行う危険度判定士を育成し、資格取得者の増員を行います。
- ◆さまざまな行政課題に的確に対応するため、関係自治体との情報交換や実態に即した業務研修等を行うことで、自律型職員の育成に努めます。
- ◆業務マニュアルについて、常に更新、評価することで、部内の事務効率の向上に努めます。

V 広報・情報発信

- ◆昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の所有者に対し、耐震化の補助に関する案内文書の送付を平成 25 年度より行い、耐震化の普及啓発を実施します。
- ◆公開対象となっている会議録や、計画策定および条例制定に関する情報発信を迅速に行います。また、京阪本線連続立体交差事業や枚方市駅周辺再整備ビジョンをはじめ、部の重点施策などの取り組み状況についても、ホームページ等を活用し、迅速かつ分かりやすい情報発信に努めることで、きめ細かい行政サービスを実現します。

<平成 25 年度>

土木部の運営方針

土木総務課 公園みどり課
道路管理課 交通対策課
道路補修課 用地課
道路整備課

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 道路及び交通に関すること。
- (2) 公園及び緑化に関すること。
- (3) 河川に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	116名
再任用職員	12名
任期付職員	-名
非常勤職員	1名
合計	129名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■基本方針■

土木部では、だれもが安全で安心して暮らすことができるまちをめざし、道路や公園、河川などの都市基盤の整備や緑化の推進、自転車の安全利用をはじめとする交通安全の啓発などに取り組みます。

事業の実施にあたっては、その効果や緊急性などの優先度に、中長期的な視点も加えて選択と集中を行うとともに、国の社会資本整備総合交付金などを最大限に活用しながら進めていきます。

平成 25 年度は、JR 長尾駅橋上駅舎が 2 月に開設されたのに続き、駅前広場を完成させ、バスや自動車、歩行者など輻輳する交通の安全性の向上を図ります。



長尾駅前広場整備事業 完成イメージ

I 重点施策・事業

◆都市基盤として安全・快適で活力を生む道路交通網の整備

平成 24 年度に事業着手となった新名神高速道路の整備を促進するとともに、そのアクセス道路となる都市計画道路・内里高野道線及び淀川を渡河する新橋の整備に向けて、国・府への働きかけを強めます。

安全で円滑な交通体系を構築するため、交通結節点である鉄道駅周辺において、長尾駅前広場を平成 25 年度中に整備するとともに、津田駅東口駅前広場の整備に向けて関係機関との協議を進めます。また、都市計画道路の枚方藤阪線や御殿山小倉線、牧野長尾線などの整備を計画的に進めます。

◆道路・公園等の効果的・効率的な維持管理

道路や公園などの機能や安全性を確保するため、これらの施設の異常や支障箇所を早期に発見し、迅速な対応に努めています。

さらに、安全で快適な道路環境の保持並びに効果的・効率的な施設の維持管理を図るため、主要道路リフレッシュ事業や道路照明の LED 化に取り組むとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕及び耐震化や公園施設長寿命化計画の策定に取り組みます。

また、昨年8月の集中豪雨等を受けて、緊急体制の充実を図るとともに、道路排水施設等の整備・修繕に取り組みます。

◆公園の整備と緑化の推進による緑豊かな都市環境の創造

人と自然との共生を図るとともに、防災機能を持った公園として、東部スポーツ公園の平成26年度野球場開設に向け造成工事を行います。また、星ヶ丘公園の自然林部分を含めた区域拡張のため、計画的に用地取得を行うとともに、津田駅東地区周辺整備の一環として公園を整備し、憩いとやすらぎの場を創出します。

市民や事業者とともに緑化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の形成など、みどりあふれる魅力的な都市づくりを進めます。

◆安全・安心な交通環境の創出

人にやさしく安心な交通環境の創出のため、バスロケーションシステムによる路線バス発着情報パネルを枚方市駅に整備するとともに、平成26年度の村野駅バリアフリー化に向け取り組みます。

また、通学路などにおける安全な歩行空間の確保を図るため、JR学研都市線の交野踏切及び第一藤阪踏切の拡幅整備に取り組むとともに、車両の安全で円滑な通行のため、宮之阪3丁目東交差点の改良整備を進めます。

自転車の安全利用をはじめとする交通ルールやマナーについて、小中学校における交通安全教育など広く普及啓発を図るとともに、道路の整備にあたっては、安全な自転車通行空間の創出に向けた検討を進めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
9. アダプトプログラム等の推進	公園・道路・河川の日常的な維持管理についてアダプトを推進する。
27. 市内スポーツ施設の管理運営体制の一元化	スポーツ施設の管理運営の一元化に向け検討を進める。

33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	市民からの通報や要望への迅速な対応並びに災害時におけるセーフティネットの確保などの観点も含め、技能労務職員の配置について検討を進める。
37. 指定管理者制度の導入拡大	スポーツ施設について、平成26年度の指定管理者制度の導入に向けて検討を進める。
41. 特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 ②自動車駐車場特別会計	適切な施設保全に取り組むとともに、特別会計の運営のあり方について検証を行う。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
道路施設維持管理事業	道路陥没等の補修依頼への迅速な対応に努めるとともに、橋梁等道路施設の長寿命化に取り組む。
都市公園等維持管理事業	委託とともにスポーツ施設への指定管理の導入など、効率的な維持管理に取り組む。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
安全作業の徹底	「安全十則」「安全作業の手引」などにより、常時の安全確認と意識啓発を行う。
公用車の事故防止	運転中の安全確認はもとより、道路上での作業中の安全対策等も含めて、効果的な講習等について検討し、実施する。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆部の予算は、平成 25 年度当初予算ベースでは前年度比 87.8%ですが、国の経済対策で追加された平成 24 年度補正予算を含めると 101.2%となります。
- ◆維持管理に係る経費は前年比 100.9%ですが、道路照明の LED 化をリース方式で実施し、初期投資と電気使用量を抑えるなど、経費の低減に取り組みます。
- ◆建設事業では国の交付金等を最大限に活用し、橋梁等の長寿命化や耐震化を図るとともに、重点化しながら道路・公園等の整備に取り組みます。
- ◆国の経済対策で追加された交付金等を積極的に活用し、主要道路リフレッシュ事業をはじめ、4 億 3600 万円の事業を実施します。

事業経費 (単位：百万円)

	維持管理	建設事業	計
H25 当	1,023	1,842	2,865
H24 補	—	436	436
計	1,023	2,278	3,301
H24 当	1,014	2,249	3,263
前年比	100.9%	81.9% 101.3%	87.8% 101.2%

- ・維持管理：道路・公園・河川等の補修や管理に係る経費
- ・建設事業：道路・公園・河川等の新設や改築に係る経費
- ・H24 補：国の経済対策により H25 に繰越
- ・前年比：上段 H25 当/H24 当
下段 (H25 当+H24 補) /H24 当

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆道路・公園等の整備改善から維持管理まで一貫して所管する部として、よりいっそう各課間の連携を密にし、効果的・効率的に事務事業の執行を図ります。
- ◆災害時等のセーフティネットとして万全の対応が取れるよう、災害対応訓練などによる検証を行いながら、いっそう充実した態勢を整えます。

- ◆新名神高速道路やその関連事業など、広域的な事業調整の増大に対応するため、大阪府との人材交流を積極的に行います。
- ◆部内報や部内研修の充実などを通じて、各課の事務事業の共有化を促進し、意識・知識・見識など職員力のさらなる向上に取り組み、自律型職員の育成を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆新名神高速道路をはじめ、都市計画道路・公園等の整備は、本市のまちづくりや市民生活に与える影響も大きいことから、広報ひらかたやホームページなど適時・適切に周知が図れるよう情報発信していきます。
- ◆情報をわかりやすく正確に伝える手法としてホームページは有効であることから、市民の方々への周知や普及啓発など積極的に活用するとともに、部内各課のホームページの充実を図ります。
- ◆工事に際しては、現場の仮囲いに完成予想図や計画平面図を掲示したり、一部をスケルトンにして工事の進捗を見ることができるようにするなど、市民の皆様の事業に対する理解を深めます。



土木部では円滑な道路交通を確保するため、道路パトロールに努めています。

＜平成 25 年度＞

公共施設部の運営方針

施設整備室
新病院建設課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 市有建築物(教育機関に係る施設を含む。)の新設・改良等工事の計画・設計・施行に関すること。
- (2) 市有建築物の定期点検の調整に関すること。
- (3) 市有建築物の環境整備に関すること。
- (4) 公共施設等の整備に係る PFI 事業に関すること。
- (5) 新病院整備事業のうち、建設に係る進行管理及び総合調整に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	60 名
再任用職員	7 名
任期付職員	1 名
非常勤職員	- 名
合計	68 名

■ 基本方針 ■

市民の共有財産である公共施設としての品格性、快適性、機能性、安全・信頼性及び利用者満足度の向上に向けた効果的かつ効率的な建設、並びに維持保全を推進することを基本に、平成 25 年度は、投資的事業である新病院・新消防本部庁舎等の公共施設の整備を計画どおりに進めるとともに、市有建築物の長寿命化を図るための計画的保全と公共施設の耐震性を確保する耐震化工事を計画に沿って着実に進めます。

I 重点施策・事業

◆市有建築物の計画的な保全

市有建築物を適正に維持保全するため、「市有建築物保全計画」に基づき、財政負担の平準化を図りつつ、計画的に改修・更新工事を進めます。

【平成 25 年度工事実施予定】

- 小中学校以外の施設・・・43 施設
- 小中学校・・・24 施設

◆市有建築物の耐震化

公共施設の安全に対する信頼性の向上に向け、「市有建築物耐震化実施計画」に基づき、幼稚園や保育所など市民利用施設の耐震化を進めます。

【平成 25 年度実施予定】

- 耐震診断を実施する施設・・・5 施設
- 耐震設計を実施する施設・・・6 施設
- 耐震改修を実施する施設・・・9 施設

◆新病院整備事業

二次救急機能や災害時の対応機能を有する「市立ひらかた病院」の整備工事を、平成 26 年秋の開院に向け円滑に施行推進します。

◆新消防本部庁舎整備事業

デジタル化消防救急無線や最新の消防情報システムを備えた新消防本部庁舎を、平成 27 年度供用開始に向け整備工事に着手します。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
14. 市域全体の建築物の耐震性向上（市有建築物の耐震性向上）	平成 27 年度末までに耐震化率を 90%以上にす る。
20. 市有建築物の計画的な保全	財政負担の平準化を図り ながら計画的に改修・更新 工事を進める。
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し	市有施設の環境整備業務 については、関係部署との 連携など効率的なあり方 について検討する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
市有建築物の計画的保全に係る効率的実施手法の構築	効率的・効果的な執行を図 るため、先進事例の調査・ 研究を進める。
公共工事の品質確保	設計図書で定める品質及 び性能を施工の各段階で 確認し、品質の確保及び向 上を図る。

III 予算編成・執行

- ◆公共施設の整備にあたっては、現行の国庫補助制度はもとより、国等の動向を注視し新たに創設される補助制度の積極的な活用に努めます。
- ◆公共施設の設計時には、品質を下げずにコストを下げる、あるいはコストを上げずに品質を向上させる設計VEの視点で取り組み、効果的な予算執行に努めます。
- ◆公共施設としての品格性、快適性、機能性、安全・信頼性及び市民の利用者満足度の向上など、施設整備に係る費用対効果の向上に努めます。

- ◆省エネルギー化など施設のライフサイクルコストを考慮した施設整備に努めます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆部内全職員が部の運営方針に掲げた取り組み目標や課題を共有し、達成に向けて一丸となって取り組みます。
- ◆学校園の改修工事が集中する夏休み期間中など、工事繁忙期には、部内組織を柔軟かつ横断的に組織し、部内全職員が一丸となって取り組みます。
- ◆職場内におけるきめ細かな OJT の実施により、業務遂行上必要となる専門知識や技術等の向上と育成に努めます。
- ◆国土交通省所管の国土交通大学校や（財）全国建設研修センター等の研修を積極的に活用し、公共施設の品質向上や業務を効率的かつ的確に実施する業務生産性の向上に加え、新しい行政ニーズにも的確に対応できる人材の育成に努めます。

V 広報・情報発信

- ◆市有建築物の耐震化状況の公表
耐震診断の結果及び耐震補強工事の実施状況をホームページ上で公表します。
- ◆工事施工状況等の情報発信
多くの市民が利用される施設など、関心度の高い施設の施工状況等をホームページや広報を通じてお知らせします。

<平成 25 年度>

会計管理者の運営方針

会計課

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び物品の出納・保管に関すること。
- (2) 収入及び支出命令の審査に関すること。
- (3) 財政資金の需要計画の策定に関すること。
- (4) 決算及び附属書類に関すること。
- (5) 指定・収納代理金融機関に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	11名
再任用職員	-名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	11名

※臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

現金、有価証券、物品の出納及び保管、支出手続きの審査確認などの会計事務について、法令等に基づき、適正かつ効率的な事務の執行を行います。

I 重点施策・事業

◆ 適正な公金の支出

支出手続きに対する審査を、法令等に基づき厳正に行うことで不適切な公金支出を防止し、適正な公金管理を行います。

◆ 運用益の確保

地方自治法により最も確実かつ有利な方法による保管が規定されている歳計現金、歳計外現金の余裕資金及び基金に属する現金については、安全性を最優先した上で有利な運用に努め運用益の確保を図るとともに、歳計現金不足時の資金調達に際しては、基金からの繰替運用により借入利息の抑制を図ります。

II 行政改革・業務改善

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
審査事務	各課向けマニュアルに加え、チェックリストを新たに作成し、支出命令書の返戻件数を縮減する。
決算関係事務	調製方法について、各課での修正から会計課で一元的に修正するなどの見直しにより、時間外勤務を縮減する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
電子ファイルの効率的な活用	ファイルとフォルダの作成方法をルール化することで、既存ファイルの整理と不要ファイルの廃棄を進め、課員相互が利用しやすい環境を構築し、事務の効率化を図る。

エコオフィスの推進	決算調製の作業では、紙の印刷枚数を抑えるとともに、会議や研修資料の作成では裏紙使用を進めるなど、紙の使用量の削減に努める。また、昼休みなど執務時間外の消灯などにより、電気使用量の削減に努める。
-----------	--

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆資金不足時の資金調達（一時借入金）については、調達額や期間を必要最小限とすることで利子負担の削減を図り、適正な予算額の計上に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆会計課では、最少人数で事務を執行していることから、繁忙期の応援態勢を維持し、会計事務の円滑な執行を行います。
- ◆課員の外部研修会への参加により審査能力、資金管理能力の向上を図るとともに、研修参加者による課内フィードバック研修を実施し、研修知識の共有化と併せプレゼンテーション能力の向上を図ります。
- ◆審査能力の向上、決算調製方法の見直しにより、時間外勤務の削減を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆ホームページ掲載内容の検討
 - ・市民向けに会計課の業務内容をわかりやすく説明します。
 - ・収納代理金融機関など、掲載内容の充実を図ります。

<平成 25 年度> 水道部の運営方針

上下水道経営課 水道保全課
給水管理課 浄水課
水道工務課
お客さまセンター

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 上水道に関すること。
- (2) 上下水道局内の庶務の総括に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	111名
再任用職員	18名
任期付職員	-名
非常勤職員	4名
合計	133名

※臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

水道部は、市民のみなさまに安全・安心な水を安定的かつ持続的に供給すること、及び上下水道事業の安定経営を行うことを基本目標としています。このため、上下水道組織の統合を機に、上下水道事業それぞれの方向性を示すための上下水道ビジョン及び経営計画等を、平成25年4月に策定しました。これらビジョン等に基づき、より一層の経営効率化を進め、健全で安定的な経営をめざします。

I 重点施策・事業

◆上下水道事業の経営改革

上下水道ビジョンや経営計画等に基づき、より一層の経営健全化に取り組みます。特に、下水道事業会計の汚水事業については、経費削減に取り組みつつ、本来使用料で賄うべき収入の確保を図るため、平成25年10月に約10%の増額となる使用料改定を行います。

◆水道料金の改定

料金区分の適正化を図るため、平成25年10月に水道の料金区分を5区分から3区分に見直しを行うとともに、市民負担の軽減のため、平均約5%の減額となる料金改定を行います。

◆老朽化した水道施設の更新・改良

老朽化した水道管の更新・改良を、耐震化及び鉛製給水管の解消とともに計画的・効率的に取り組みます。

また、浄水場の更新整備に向け、基本的な方向性を示すとともに、配水場の更新・耐震化の検討を進めます。

◆応急給水拠点の整備

大規模地震等で水道が使えない時に、市民生活に最低限必要な水を確保し、応急的に給水ができる応急給水拠点の整備を進めるべく、市内15ヶ所の配水場等において、施設の耐震化などに取り組んでいます。平成25年度は、引き続き、春日受水場施設の更新と耐震化に取り組めます。

◆水道管の維持管理体制の確保

水道管の事故等を未然に防止するため、漏水調査を計画的に行うとともに、漏水箇所の修繕を効率的・持続的に行えるよう、将来に向けた維持管理体制の検討を進めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
33.技能労務職員等の配置基準の見	再任用制度の実施に伴い、上下水道施設維持管理業務

直し	に従事する技能労務職員の高齢化が進んでおり、セーフティネットの確保や効率化等の観点から検証を行い、職員配置基準を見直す。
----	--

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
上下水道局広報活動事業	より効率的・効果的なPRを行うため、イベントやペットボトル水のあり方など、PR内容の再検討を実施。
水道管路等管理事務	業務の見直しを行い、経費を削減。
私設メータ取替費用補助事業	適正な助成金額の検討。
導・送・配・給水管改良事業	管路の維持補修について、民間活用を含めた速やかな執行体制を構築。
水道保全事業	民間委託の拡大及び実施方法の見直しを検討。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
災害時等に備えた民間関係団体等との連携	大規模災害、断水・突発事故にも対応できるよう、民間関係団体等と給水訓練等を通じた連携を図る。
公用車事故の防止	ダンプ車や給水車など特種車両も有し、車を使用する業務が多いため、全ての公用車事故の防止をめざし、継続的な啓発を実施。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆上下水道事業会計では、事業運営に際して、より透明性が高く、事業の実態をより正確に表現できる新しい地方公営企業会計基準を、平成 25 年度から早期適用しました（地方公営企業法の改正により平成 26 年度から適用義務化）。

- ◆資本的収支では、自己財源と起債充当率のバランスを考慮し、企業債発行額を抑制し、企業債残高の縮減を図ります。
- ◆鉛製給水管解消事業を3カ年の継続事業として設定し、より効率的に鉛製給水管の解消に取り組みます。

- ◆平成 24 年度事務事業総点検の結果を踏まえ、水道管路等管理事務において、執行方法の見直しを行い、約 1300 万円の経費削減を図ります。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆平成 27 年度の上下水道局庁舎の完成に合わせて、水道事業、下水道事業を総合的に捉え、さらなる業務の効率化を図るため、上下水道組織の再編に向けた検討を進めます。
- ◆災害や断水などの緊急時に、速やかに対応できるように、引き続き定期的な訓練の実施に取り組みます。
- ◆水道事業は、水道施設の維持管理、水質管理など、高度な専門性が必要とされますが、日常業務を通じ技術・知識の向上を図る OJT を最重要な研修と位置付け、技術面だけでなく、職員としての資質の向上をめざします。

Ⅴ 広報・情報発信

- ◆料金改定に伴う情報発信

水道料金、下水道使用料の改定内容について、上下水道事業の取り組みと合わせて、市民にわかりやすく情報発信します。

- ◆上下水道事業ガイドの作成

上下水道に関する市民の暮らしのガイドとして、「(仮称)役に立つ上下水道ガイド<保存版>」を作成し、全戸配布を行い、広く市民の利便性の向上を図ります。

<平成 25 年度>

下水道部の運営方針

下水道整備室
下水道管理課
下水道施設維持課

■基本情報■

<担当事務>

- (1) 公共下水道の汚水・雨水施設の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- (2) 公共下水道施設の計画及び事業認可に関すること。
- (3) 浸水対策に関すること。
- (4) 下水道事業に係る用地の管理及び境界確定、占用許可その他管理に関すること。
- (5) 公共下水道施設、水路及び排水ポンプ場等の維持管理並びに災害復旧に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	94名
再任用職員	16名
任期付職員	-名
非常勤職員	1名
合計	111名

■基本方針■

平成 25 年度における、公共下水道の汚水事業については、住居地域での平成 30 年度概成をめざし着実に整備を進めます。

また、雨水事業については、計画的に幹線・水路の整備を推進するとともに溝谷川・新安居川ポンプ場の排水能力向上に取り組みます。

さらに、浸水対策として、浸水被害の頻度が高い地域を優先し、被害の軽減に向けた取り組みを進めます。

I 重点施策・事業

◆公共下水道汚水整備事業

東部地域を中心に汚水整備事業を展開するとともに未承諾地区や整備困難地区の解消にも取り組み、人口普及率で 94.6%の整備をめざします。

◆公共下水道雨水整備事業

下水道認可計画に基づき利根川雨水支線等基幹施設である幹線・水路の整備を推進するとともに溝谷川・新安居川ポンプ場の整備にも取り組み浸水被害の軽減に努めます。

◆内水ハザードマップ・下水道浸水被害軽減総合計画作成事業

浸水対策を行う上で基本となる内水ハザードマップの資料作成を行い、内水における浸水に関する情報を市民と共有することにより浸水被害の軽減を推進します。

また、一定の区域において公助・自助協働で取り組む下水道浸水被害軽減総合計画を作成し、ハード・ソフト対策両面にて浸水被害の軽減を図ります。

◆下水道施設情報管理システム構築事業

老朽化する膨大な下水道施設を適切かつ持続可能な施設として管理するため情報管理システムの構築を図り、限られた財源の中でライフサイクルコストの最小化を踏まえた下水道長寿命化計画作成に活用します。

◆下水道施設の適正な維持管理

老朽化する膨大な下水道施設について危険性・緊急性の高い施設を計画的に補修し、適正な機能確保を図ることにより市民生活に大きな影響を与える道路陥没等機能障害を未然に防止します。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
33.技能労務職員等の配置基準の見直し	セーフティネットの確保や業務の効率化等の検証を行う。
41.特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制 ③下水道事業会計	公費負担の在り方検討・積極的な公共下水道接続の働きかけ。
46.下水道使用料の改定	平成25年10月に実施。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
工場等届出規制指導事業	工場排水（採水を除く）の水質分析業務の委託。
北部別館維持管理事業	清掃・点検委託料の見直し検討。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
危機管理体制の充実	訓練実施と部内マニュアルの見直し。
発注業務適正化の向上	チェックシートの改善。

III 予算編成・執行

- ◆浸水被害の軽減を図るため、下水道事業経営計画に基づき、ポンプ場を含めた雨水整備事業費を増額した予算編成としました。
- ◆上下水道事業会計では、事業運営に際してより透明性が高く、事業の実態をより正確に表現できる、新しい地方公営企業会計基準を平成25年度より早期適用（地方公営企業法の改正によりH26年度から絶対適用）しました。

- ◆平成25年10月に行う約10%の下水道使用料の増額改定に合わせて、増収分を見込んでいます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆部内において、部の運営方針に基づく組織目標の共有化を図ります。
- ◆浸水対策・下水道施設長寿命化計画等の検討を図る上で、部内に横断的なチームを編成し、効率的な組織運営を図ります。
- ◆建設事業の設計や施工管理など、技術的・専門的な業務が多いため、必要な専門研修に積極的に参加し、部内で研修成果を共有化することで、職員のスキルアップを図ります。

V 広報・情報発信

- ◆経営健全化に向けた取り組み周知
平成25年4月から実施する「上下水道ビジョン及び下水道事業経営計画」において、経営健全化に向けた取り組みを広く市民に周知していきます。
- ◆料金改定に伴う情報発信
水道料金・下水道使用料の改定内容について、市民に分かりやすく情報発信します。
- ◆下水道事業のPR
現在進めている浸水対策など下水道に関する情報を広報ひらかたやFMひらかたなど地域メディアを活用し、積極的に情報提供します。

＜平成 25 年度＞

市民病院の運営方針

診療局
看護局
薬剤部
医療安全管理室
医療相談・連携室
事務局（総務課・医事課・経営企画課）

■ 基本情報 ■

＜担当業務＞

- (1) 患者の診療に関すること。
- (2) 患者の看護に関すること。
- (3) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (4) 病院の安全管理に関すること。
- (5) 医療相談に関すること。
- (6) 規程その他の重要な規定の制定及び改廃に関する
こと。
- (7) 保険事務に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 議案に関すること。

＜職員数＞H25年4月1日現在

医師	73名(45)
看護師	266名(252)
医療技術員	73名(58)
事務員	51名(26)
その他	6名(2)
合計	469名(383)

※臨時職員を除く。

() は、正職員数で内数。

■ 基本方針 ■

平成 25 年度は、平成 26 年秋の新病院（市立ひらかた病院）開院に向けて工事を進めるとともに、医療機器等の先行整備にも取り組みます。

また、平成 24 年 10 月に策定した中期経営計画に基づき、直ちに取り組むべき健全化対応策と新病院の開院後を見すえた中期的な視点での取組を推進し、経営改善に努めます。

そして、本市がめざす「健康医療都市」の実現に向け、地域医療の充実を図る事業として、地域医療連携システム構築事業についても、事業運営主体の構築など具体的な作業に着手します。

I 重点施策・事業

◆新病院の整備

平成 26 年秋の開院を控える新病院については、二次救急機能や災害時の対応に加え、小児周産期医療、がん治療などの分野で特色のある医療を提供できるよう医療スタッフの確保や大型医療機器等の先行整備に取り組みます。



（新病院完成イメージ）

◆病院事業運営の健全化

中期経営計画に基づき、当面の対策として、病診連携や救急受入体制の強化、また、病床利用率の向上を図る取組を行いながら、新病院で開始する放射線治療をはじめとするがん治療の充実、内視鏡手術など身体にやさしい医療の更なる充実など、「急な病気やがんの治療において市民にとって身近で頼りになる病院」をめざす中期的な取組にも力を入れていきます。

◆地域医療連携システムの構築

「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業の1つとして、本市域内の医療資源の有効活用を図り、より良い医療を提供するため、市民病院を含む市内の中核的な病院の間で、情報システムを用いて、患者の診療情報を共有化しようとする『地域医療連携システム』の構築事業に取り組みます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
41.特別会計・企業会計の経営健全化と一般会計繰出金の抑制	・収益的収支における黒字の確保と資金収支における健全性の維持。 (平成25年度決算)
④病院事業会計（経営の健全化）	・現病院の除却に伴う資産減耗費等を除く、収支の均衡。 (平成26年度決算)

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
市民病院施設維持管理事業	引き続き、節電及び電気料金の削減に努める。
市民病院経営管理事務	・大型医療機器整備計画の精査作業の実施。 ・新病院における委託業務内容について、十分な検討を踏まえた契約発注調整。 ・医薬品・診療材料等の購入価格の抑制、在庫管理の徹底。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
一般実稼動病床数の増加	285床
適切な平均在院日数の確保	12.2日
病床利用率の増加	80%以上
紹介率の増加	40%以上
医療事故の発生防止	医療事故の発生数0

III 予算編成・執行

- ◆新病院整備事業費として、工事請負費や委託料など、70億541万円の支出予算を計上しています。
- ◆適切な費用管理と医業収益の増加により、職員給与費対医業収益比率の抑制に努めます。
- ◆効率的・効果的な調達・契約、在庫管理の適正化等により、引き続き、医薬材料費対医業収益比率の抑制に努めます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆大阪医科大学との連携を強化し、必要医師数の確保に努めます。
- ◆看護学校・看護大学との連携を強化し、新卒者を中心に、必要看護師数の確保に努めます。
- ◆各領域・各職種で、提供医療・サービスの充実に必要な専門性を高めることができるよう職員の専門性の向上と人材育成の強化を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆院内情報モニターによる情報発信や病院広報誌、掲示物の他、広報ひらかたやホームページ等による情報発信を強化します。

枚方市教育委員会 各部の運営方針

I. 枚方市教育委員会の教育目標及び基本目標について

教 育 目 標

「教育目標」は、第4次枚方市総合計画第2期基本計画におけるまちづくりの基本目標「ふれあい、学びあい、感動できるまち」との整合を図りつつ、平成27年度までの教育委員会の施策推進における目標として設定したものです。

「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」

～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～

本市教育委員会は、「①他人を思いやり、人権を尊重する心や自然を愛する心などの豊かな人間性と、自らを律しつつ、他人と協調し、正義感と公正さを重んじる心を培うこと ②自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動ができる力と、たくましく生きるための健康や体力を育むこと。③枚方が心のふるさとになり、枚方で育ったことに誇りをもてる人の育成」を図っています。

「教育目標」のメインテーマ「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」において、『人とふれあい』は、「同年齢の仲間だけではなく、幼児から高齢者、地域の人々など、また障害のあるなしにかかわらず、すべての人が多くの他者との積極的なふれあいで、他者を思いやり、他者と協調し、相互の理解をめざすこと」を示します。『ともに学び』は、「学校教育に限らず、様々な学習活動やスポーツ・レクリエーションなどの体験活動に参加し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動ができる力と、たくましく生きるための健康や体力を育む」ことを示し、「正義感や公正さを重んじる心、規範意識を身につけ、人権を尊重し、美しいものを見て美しいと思える心など心豊かな人間に育つ」ことを『豊かな心を育む』と表しております。

サブテーマとして、メインテーマ達成のために、『子どもたちの健やかな成長と学びを支え』と示し、『社会を担う人材を育てる』と表現することで本市教育委員会の目標を明確にしました。

基 本 目 標

「基本目標」は「教育目標」を達成するための目標で、第4次枚方市総合計画第2期基本計画における取り組みの基本方向「自他を生かす力を持つ子どもたちを育む」「学び続けるよろこびのあるまちをつくる」「出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる」をふまえ、教育委員会事務局を構成する管理部、学校教育部、社会教育部の各部ごとに、その所管事務を基に設定しています。

【管理部】

○学びを支える学習環境

→ 管理部の運営方針

【学校教育部】

○笑顔あふれる学校園

○学ぶ喜びのある学校園 ○信頼される学校園

→ 学校教育部の運営方針

【社会教育部】

○学びを支え心をつなぐ社会教育

○歴史文化遺産の保存と活用 ○スポーツ活動の活性化

○生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービス

→ 社会教育部の運営方針

枚方市教育委員会教育目標

人とふれあい とともに学び 豊かな心を育む
 ~子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる~

第4次枚方市総合計画 第2期基本計画

- ☆自他を生かす力を持つ子どもたちを育む
 - 乳幼児の健やかな成長を支える
 - 子どもたちが学ぶ環境を整える
- 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う
- 子どもたちを育む環境を整える
- ☆学び続けるよろこびのあるまちをつくる
 - 生涯学習を推進する
 - 地域における情報活用環境を高める
- ☆出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる
 - 歴史文化遺産を保存し、活用する
 - 市民スポーツ活動の活性化を図る

基本目標

管理部

○学びを支える学習環境

学校教育部

○笑顔あふれる学校園
 ○学ぶ喜びのある学校園
 ○信頼される学校園

社会教育部

○学びを支え心をつなぐ社会教育
 ○歴史文化遺産の保存と活用
 ○スポーツ活動の活性化
 ○生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービス

教育委員会の主要施策（平成25年度）

○学校園の安全対策
 ○学校園施設・学習環境の整備
 ○学校規模等の適正化の推進
 ○学校給食の充実

○学校園運営体制の整備・充実
 ○学習指導と心の教育の充実
 ○生徒指導の充実
 ○支援教育の充実
 ○教職員研修の充実
 ○幼稚園教育の充実

○社会教育の推進
 ○歴史文化遺産の保存・活用
 ○スポーツ施策の推進
 ○市民の生涯学習の支援
 ○図書館資料の計画的・系統的な収集

主な事業等（平成25年度）

□学校安全監視事業
 □幼稚園耐震補強事業
 □学習環境整備事業
 □学校園施設維持補修事業
 □学校トイレ改善事業
 □学校規模等適正化事業
 □枚方小学校校舎増築事業
 □小中学校給食共同調理場整備事業
 □学校給食への地元農産物の利用

□枚方市少人数学級充実事業
 □枚方市小中連携事業
 □基礎学力向上プロジェクト事業
 □枚方市英語教育推進事業
 □学校園活性化事業
 □枚方市生徒指導体制充実事業
 □人権・平和教育推進事業
 □教育相談実施事業
 □適応指導教室事業
 □防災教育事業
 □支援教育学校支援事業
 □支援教育コーディネーター支援充実事業
 □教職員研修講座等開催事業
 □授業の達人養成・教科研究事業
 □枚方市立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置事業

□家庭教育支援事業
 □社会教育基礎講座開催事業
 □歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想策定事業
 □登録文化財制度創設事業
 □文化財啓発普及事業
 □特別史跡百済寺跡再整備事業
 □楠葉台場跡保存整備事業
 □トップアスリートとのふれあい事業
 □各種スポーツ大会等開催事業
 □市民スポーツカーニバル開催事業
 □図書館サービス推進事業
 □子ども読書活動推進事業
 □障害者・高齢者サービス推進事業
 □図書館資料充実事業
 □枚方地域コレクション構築事業

Ⅱ. 枚方市教育委員会のしくみについて

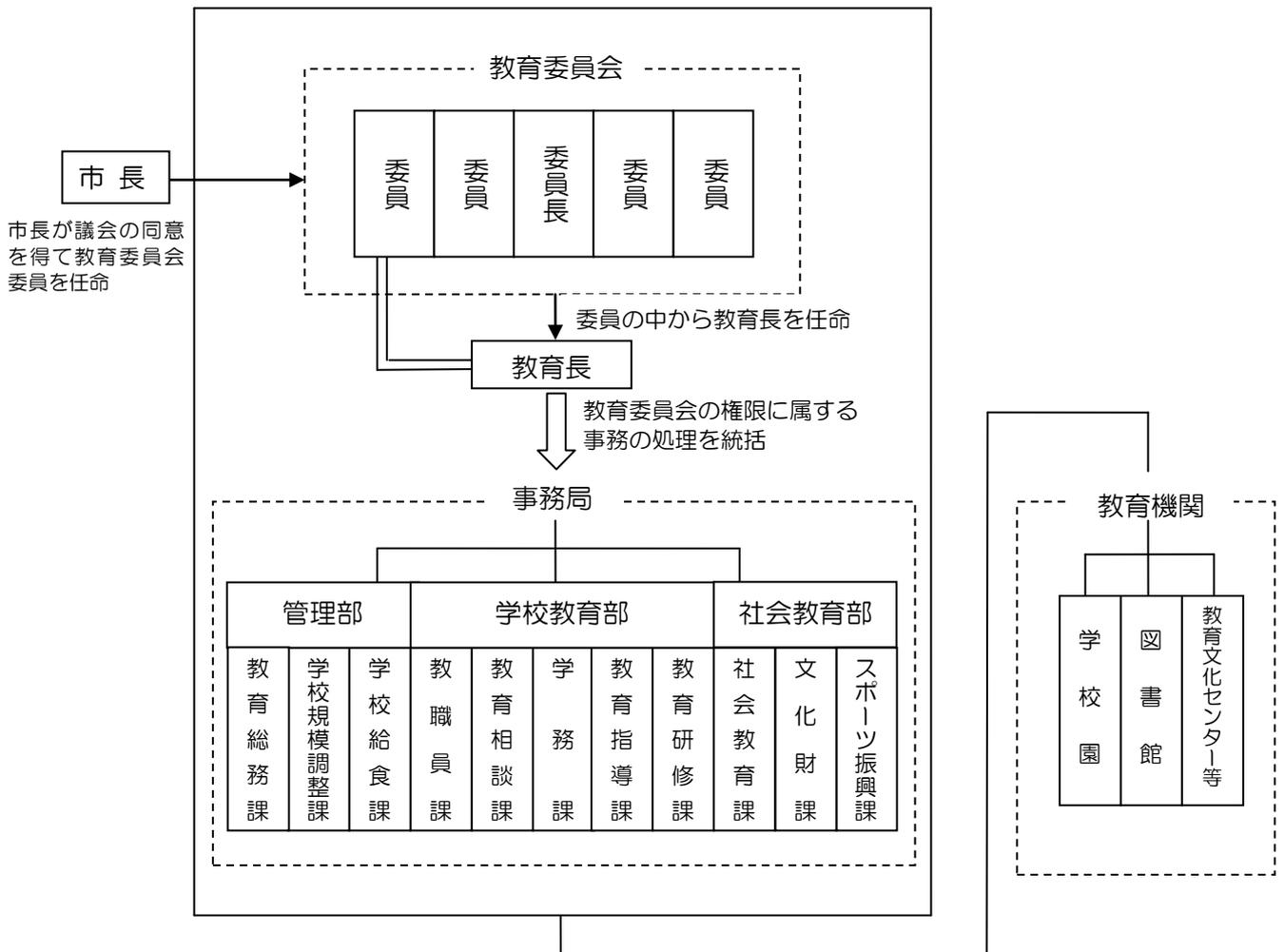
教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」といいます。）の定めにより、教育に関する事務を処理するために設置される合議制の執行機関です。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています。

【教育委員会の特徴】

- 教育委員会は5人の委員から構成されています。（法第3条）
- 教育委員会委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。（法第4条）
- 教育委員会委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。（法第12条）
- 教育長は、委員の中から任命され、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。（法第16条、第17条）
- 事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。（法第18条、第20条）

○教育委員会の組織イメージ



＜平成 25 年度＞

管理部の運営方針

教育総務課

学校規模調整課

学校給食課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 教育に関する事務の執行状況の点検・評価に関すること。
- (2) 教育委員会の会議に関すること。
- (3) 通学区域の指定に関すること。
- (4) 学校園の設置及び廃止に関すること。
- (5) 学校園関連用地の管理に関すること。
- (6) 学校給食に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	114名
再任用職員	18名
任期付職員	-名
非常勤職員	202名
合計	334名

＜教育機関の職員を含む＞

※臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

平成 25 年度は、「幼稚園の耐震化」、「小中学校のトイレの改善」、「中学校給食への取組み」などを重点施策とし、子どもたちが安全に安心して学校園へ通うことができるよう、教育委員会の基本目標である「学びを支える学習環境」の充実に努めます。

I 重点施策・事業

◆学校園の安全対策の実施

平成 24 年度に引き続き、小学校の監視カメラおよび校門のオートロック装置に連動したワイヤレスモニター子機付きインターホンの活用に加えて、来校者の多い時間帯及び下校時間帯に合わせた安全監視員等の配置を行います。また、幼稚園 5 園の耐震補強工事を実施し、安全・安心な学校園の教育環境の確保を図ります。

◆学校園施設・学習環境の整備

平成 24 年度に引き続き、空調設備と緑のカーテン・緑のじゅうたん等の植栽の適切な維持管理により、環境学習を推進します。また、老朽化する学校園の施設・設備の機能回復を図る

ため、計画的な改修を進めます。特に、小中学校のトイレについては、老朽化対応としてドライ方式に改造するとともに洋式トイレや多目的トイレの整備、壁・天井の塗替え・張替えなどを実施し、また、教室棟のフロアに洋式トイレのない小学校には、洋式トイレの整備を進めるなど、平成 25 年度は、8 小学校・4 中学校について環境整備に取り組みます。

◆学校規模等の適正化の推進

「枚方市学校規模等適正化基本方針」に基づき、適正化の具体的な方策や実施時期等について検討を進め、「平成 25 年度枚方市学校規模等適正化実施プラン」を策定します。また、「平成 24 年度枚方市学校規模等適正化実施プラン」に基づき、枚方小学校の児童の増加に伴う教室不足による過密化を解消するため、校舎増築工事に着手します。

◆学校給食の充実

中学校給食について、選択制の共同調理場(ランチボックス)方式による共同調理場の整備に向けた取り組みを進めるとともに、老朽化した小学校給食共同調理場についても、中学校給食共同調理場と合築することにより、効果的な施

設整備をめざします。平成25年度は、用地測量・施設の設計を進めます。

また、小学校給食を通じて地域産業や食文化への関心と理解を高め、食物や生産者に対する感謝の念を醸成するため、引き続き、枚方産・府内産農産物の利用を進めます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
33. 技能労務職員等の配置基準の見直し（学校園校務業務・学校給食調理業務）	技能労務職員等が従事する業務について、セーフティネットの確保や業務の効率化等の視点から検証を行い、職員配置基準の見直しを行う。
44. 施設の使用料の見直し ③市立学校園の施設開放事業	市立学校園施設開放事業と市立小中学校体育施設開放事業との事業統合などの方針を決定し、電気使用料等の実費相当額の負担について具体化を検討する。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
学校園校務員業務	知識・技能の継承や効果的・効率的な運用が継続的に行えるよう正職員とその他の任用形態の職員の適切な配置を検討する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
業務の執行の再検討とマニュアル化	業務の流れを再検討し、円滑な執行に向けて業務マニュアルを順次、作成する。

III 予算編成・執行

- ◆平成25年度に計上予定の学校トイレ改善事業などの投資的事業について、国の経済対策による臨時交付金等を活用するため、平成24年度3月補正予算に前倒して計上するなど予算を工夫して財源確保を行い、効率的に執行します。
- ◆これまで費用を負担して廃棄処分していた古いICT機器について、売り払いに変更し、収入の確保を図るなど、効率的な予算執行に努めます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆管理部の基本目標である「学びを支える学習環境」の充実をめざすため、目標の共有化を図り、部内の緊密な連携による効果的な組織運営に努めます。
- ◆給食調理など技術を要する業務や情報通信技術など専門性が求められる分野については、業務ノウハウの継承を図り、業務継続性を確保できる人材育成に努めます。
- ◆学校教育の情報化を体系的に進めるにあたり、ICT活用の推進に関する人材の育成に取り組み、子どもたちの情報活用能力の育成や学びの場における情報通信技術の活用を図っていきます。

V 広報・情報発信

◆ホームページ・情報発信の充実

本市教育委員会の活動や学校園における学習環境整備状況など、子どもたちの教育環境にかかわる情報を保護者や市民にわかりやすく提供するとともに、都市ブランドである「教育文化都市ひらかた」の発信に努めます。

また、写真や動画などを活用し、見やすく、興味がわくホームページとなるよう構成を再検討し、新鮮な情報を発信できるよう工夫します。

＜平成 25 年度＞

学校教育部の運営方針

教職員課
教育相談課
学務課
教育推進室教育指導課
教育推進室教育研修課

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 教職員の定数管理及び学級編制に関すること。
- (2) 生徒指導及び安全指導に関すること。
- (3) 小学校及び中学校への就学に関すること。
- (4) 児童、生徒及び園児の健康に関すること。
- (5) 学校園の教育課程に関すること。
- (6) 教職員の研修に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	78名
再任用職員	2名
任期付職員	68名
非常勤職員	76名
合計	224名

＜教育機関の職員を含む＞
※臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

平成25年度は、「学習規律の定着」のもと、「学びの連続性の確立」を重点項目とした第Ⅱ期枚方市小中連携事業を推進します。

また、市費負担教員等の配置により、小学校での少人数学級によるきめ細かな指導と中学校での生徒指導体制の再編を図ります。

このことにより、質の高い教育環境づくりを推進し、教育委員会の基本目標である「笑顔あふれる学校園」「学ぶ喜びのある学校園」「信頼される学校園」をめざします。

このことにより、生徒にとって安全・安心な教育環境づくりを推進し、生徒の豊かな人格形成を行います。

◆枚方市少人数学級充実事業

平成24年度から開始した、小学校第3学年までの枚方市独自の35人少人数学級編制を継続します。

このことにより、保護者との連携を深めながら、落ち着いた学習環境を確立し、個別指導や繰り返し指導などのきめ細かな指導の充実を図るとともに、支援学級在籍児童との交流や共同学習の充実を図ります。

I 重点施策・事業

◆枚方市小中連携事業

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むため、各中学校区の課題等を踏まえて設定した教科・領域及び研究テーマに基づき、3年間をかけて義務教育9年間を見据えたカリキュラム（指導計画）の実践に取り組みます。

◆枚方市生徒指導体制充実事業

全中学校で、これまで以上にスクールカウンセラー等との連携を図り、子どもたちの声を受けとめ、いじめの未然防止や早期発見など、きめ細かな生徒指導を重点的に進めます。

◆枚方市英語教育推進事業

小中学校間の連携のもと、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、全中学校に各校1名の外国人英語教育指導助手（NET）を、全小学校に英語が堪能な日本人の英語教育指導助手（JTE）を配置し、小中学校における英語教育を推進します。

◆教職員の資質・能力の向上

教職員の資質・能力の向上を図るため、経験・職能に応じた研修や教科等の専門性を高める専門研修を実施します。

また、いじめや体罰などの教育課題の解決に向けた研修を充実します。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
2. まちづくりの学習機会の充実	小学校第3・4学年の社会見学について、関連機関・施設と連携し、学習プログラムを作成する。
11. 体験学習の充実	社会福祉施設の訪問・交流活動などに取り組む。
13. 防災教育の充実・防災キャンプの推進	子どもたちが参画する防災訓練「学校防災キャンプ」を推進する。
39. 業務委託の拡大	交通専従員・交通指導員の業務内容の整理、配置基準の見直しを行い、業務委託の拡大を進める。
44. 施設の使用料の見直し ④教育文化センター	教育文化センターについて、平成26年度中の有料化をめざす。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
「いじめ専用ホットライン」推進事業	引き続き電話相談を行い、いじめ等の早期発見・早期対応に努める。
奨学金事業	運用の改善について検討を行う。
学校版環境マネジメントシステム事業	平成23年度を測定基準年とし、学校園において、省エネルギー、光熱水費の削減に取り組む。
基礎学力向上プロジェクト事業	小中学校において、朝学習、授業、放課後学習等における自学自習力支援システムの有効活用を継続する。
「まなびング」サポート事業	大学生のサポーターと合わせて地域人材の拡充に取り組む。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口・電話対応	効果的な部内研修を実施し、今後も丁寧な対応に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆子どもたちが生き生きと学校生活を送ることができるよう、いじめや非行などへの対応が重要かつ緊急との判断から、全中学校で生徒指導体制を再構築します。（4600万円）
- ◆英語で自分の考えや意見を伝えられる生徒を育成するために、府が実施する「使える英語プロジェクト事業」の補助金を活用し、「読む」「書く」「聞く」「話す」をバランスよくはぐくむ授業の実践と家庭学習の充実をめざして研究を推進します。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆学校教育部の組織目標である質の高い教育環境づくりの充実をめざすため、目標の共有化を図り、部内の緊密な連携による効果的な組織運営に努めます。
- ◆平成26年度の中核市移行に向け、本市独自の教職員研修計画を策定し、様々な課題に対応するための教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ◆学校と教育委員会の連携をさらに深め、多様化・複雑化する教育の課題に対して、今後も適切に対応していきます。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページ・情報発信の充実

学校園や教育委員会主催の特色ある取り組みをホームページに掲載するなど、「教育文化都市ひらかた」を広く情報発信します。

また、各学校園が日常の教育活動などをホームページなどに掲載するなど、保護者、市民への情報発信に努めます。

＜平成 25 年度＞

社会教育部の運営方針

社会教育課
文化財課
スポーツ振興課
中央図書館

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 社会教育に係る調査研究、企画立案に関すること。
- (2) はたちのつどいに関すること。
- (3) 文化財に係る調査研究、保存活用に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (5) 社会体育及びスポーツ振興に関すること。
- (6) 図書館サービスに係る企画・運営に関すること。
- (7) 所管施設の管理運営に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	68名
再任用職員	11名
任期付職員	57名
非常勤職員	12名
合計	148名

＜教育機関の職員を含む＞
※臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

平成 25 年度は、社会教育における市民ニーズの把握に取り組み、各種事業や所管施設の運営に反映することにより各分野における市民満足度の向上を図ります。

これにより教育委員会の基本目標である「学びを支え心をつなぐ社会教育」、「歴史文化遺産の保存と活用」、「スポーツ活動の活性化」、「生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービス」の達成をめざします。

I 重点施策・事業

◆登録文化財制度創設事業

成立年代や性格等の理由により文化財指定にはなじまないが、地域に連綿と受け継がれ、地域の歴史にとって欠くことのできない文化財を登録する制度を創設します。平成 25 年度は登録文化財に関する要綱を制定し、登録文化財候補の調査を行います。

◆特別史跡百済寺跡再整備事業

特別史跡百済寺跡の再整備に向けた発掘調査を継続して進めるとともに、平成 25 年度に基本計画・基本設計を完了させます。

◆社会教育主催事業

人が地域で生きていく上で必要な社会制度等に関する情報や知識等を学ぶ機会を提供するため、講座や講演会を開催します。

◆トップアスリートとのふれあい事業

トップアスリートとふれあう機会をつくることで子どもたちの夢を育み、青少年のスポーツへの関心を高め、夢と魅力あふれるまちづくりに寄与します。平成 25 年度は水泳と女子サッカーのオリンピック選手を招聘し、教室を開催します。

◆子ども読書活動推進事業

乳幼児・児童から中高生までの子どもたちが読書に親しみ、読書を楽しめる環境づくりを推進します。また市立図書館と学校図書館との連携を推進します。

◆図書館サービス推進事業

図書や雑誌、電子情報などの幅広い情報の提供を行うとともに、読書会や講演会などの図書館文化事業を実施します。また市民の疑問等の解消に役立つレファレンスサービスの周知に努め、市民に利用を働きかけます。

II 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
19.市有財産等の有効活用 ④野外活動センター活用計画の策定	進入路整備を踏まえた野外活動センター活用計画の策定に取り組む。
27.市内スポーツ施設の管理運営体制の一元化	スポーツ施設の管理運営体制一元化に向け検討を行う。
28.生涯学習施設と図書館の効率的な管理運営	施設の役割を踏まえた今後の管理運営方針を策定する。
29.外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定	(公財)枚方体育協会に「経営プラン」の策定をはたらかせ、(公財)枚方市文化財研究調査会については行政との役割分担等について見直しを行う。
37.指定管理者制度の導入拡大	伊加賀スポーツセンターに指定管理者制度の導入を図る。
44.施設の使用料の見直し ③市立学校園の施設開放事業	市立学校園施設開放事業と市立小中学校体育施設開放事業との事業統合などの方針を決定し、電気使用料等の実費相当額の負担について具体化を検討する。

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
社会教育主催事業	社会教育の役割を踏まえ生涯学習課との連携を強化し、効果的な事業を企画実施する。
古文書講座開催事業	受講料の徴収に向けた受講者アンケートを実施する。
図書館運営事業	市内全域サービスを基本とした中央図書館、分館、分室の各図書館施設と自動車文庫について、サービスにおける最適な役割分担や配置を検討する。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
市民対応における市民満足度の向上	市民等からの社会教育分野における専門的な問合せに対し、各分野において所属職員が同じレベルで対応できるよう知識や情報の共有化を図る。
省エネ意識の向上	普段から省エネを意識し、事業やイベントにおいても省エネ行動を励行する。

III 予算編成・執行

- ◆文化財保存事業に国庫補助金の活用を図ります。(6件 1350万円)

IV 組織運営・人材育成

- ◆文化財行政やスポーツ行政、図書館行政など専門的な業務を担う部内各分野の職員が知識や技術を積極的に習得し、業務に反映させることにより人材育成を図ります。また、質の高い市民サービスを提供するため、各分野において、業務に係る職員研修を実施し、職員の資質向上をめざします。
- ◆職員一人ひとりが普段から市民目線に立った事務改善を意識し、効果的・効率的な事務執行に努めます。

V 広報・情報発信

- ◆ホームページの充実
社会教育部関係の事業を効果的にPRするための工夫を検討実施します。また、開催結果などをタイムリーに伝えるためにホームページの更新作業を密に行います。
- ◆効果的な事業PR
広報やホームページだけでなく、関連事業や他の市主催事業など様々な場面で事業宣伝活動を行います。また、マスコミへの情報提供を積極的に行い、「教育文化都市ひらかた」を広く発信していきます。

<平成 25 年度>

選挙管理委員会事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 選挙、国民審査及び国民投票の管理執行に関すること。
- (2) 選挙人名簿及び投票人名簿の調製に関すること。
- (3) 選挙の啓発に関すること。
- (4) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。
- (5) 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。
- (6) 直接請求に関すること。

<部の職員数>H25年4月1日現在

正職員	7名
再任用職員	1名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	8名

■ 基本方針 ■

選挙は、有権者が政治に参加する最も重要な基本的な機会であることから、選挙事務の適正な管理執行に努めるとともに、投票しやすい環境づくりや、政治への関心を高める取り組みを進めます。

I 重点施策・事業

◆選挙事務の適正な管理執行

- 任期満了（平成 25 年 7 月 28 日）に伴う参議院議員通常選挙について、公正、適正かつ効率的な選挙事務の管理執行に努めます。
- 任期満了（平成 25 年 12 月 4 日）に伴う津田財産区議会議員選挙について、公正、適正かつ効率的な選挙事務の管理執行に努めます。

◆投票所の環境づくり

- 障害者や高齢者が投票しやすいように、投票所にスロープを設置するなどバリアフリー化に努めます。

◆選挙啓発事業の推進

- 有権者が政治への関心を高めるため、講座やセミナーの実施などの取組みを、明るい選挙推進協議会と共同して進めます。

- 将来の有権者である小・中学生を対象に、選挙に関するポスターコンクールを開催します。

- 若年層の投票率を向上させる取り組みとして、市内大学での啓発活動を行います。

II 行政改革・業務改善

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
開票作業の時間短縮（前回参院選比）	人員配置や作業の見直しを行い、開票時間の短縮を図ることで執行経費削減につなげる。

III 予算編成・執行

- ◆参議院議員通常選挙の執行では、国会議員の選挙等の執行経費の基準法改正に伴う大幅な費用削減に対応するため、事務経費の見直しをさらに行うとともに、財産区議会議員選挙の執行においても、国の選挙の基準に準じて、引続き事務の効率化を進め、経費削減に努めます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆事務局内においての情報の共有化を図ります。
- ◆公職選挙法の知識をより深めるために、府下各市の選挙管理委員会で組織する研究会へ参加するとともに、職場での勉強会を開催し、職員力の向上に努めます。

V 広報・情報発信

◆ホームページの充実

選挙に関する各種情報や過去の選挙の記録を、有権者によりわかりやすく情報発信します。

◆タイムリーな情報の発信

ツイッターを利用して、入場整理券の発送や期日前投票の開始など、タイムリーな情報を発信します。

◆投・開票結果の速やかな提供

投・開票結果については、広報課と連携し、ホームページなどで、できるだけ速やかな情報提供に努めます。

＜平成 25 年度＞

監査委員事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等。監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。
- (2) 例月現金出納検査に関すること。
- (3) 決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	8 名
再任用職員	- 名
任期付職員	- 名
非常勤職員	- 名
合計	8 名

■ 基本方針 ■

本市のめざす「住みたい・住み続けたいまち」にふさわしい事務執行が行われているかをチェックし、必要な改善を促す立場の行政委員会として、対象部署への各種監査、例月現金出納検査及び決算審査等について、平成 25 年度年間監査計画に基づき実施します。

監査日程については、市議会や本市の主要なスケジュールも考慮した設定に努めます。

I 重点施策・事業

◆定期監査〔地方自治法 199 条 4 項〕

年間監査計画に基づく定期監査として、平成 25 年度は 5 つの部と教育機関について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況全般を、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員から対象部署への聞き取りの後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評が行われます。

◆随時監査（財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査）

〔地方自治法 199 条 5 項・7 項〕

定期監査と同様に事務局による書類の審査及

び現地調査を行います。工事監査については、専門の技術士に調査業務を委託します。

◆例月現金出納検査

〔地方自治法 235 条の 2 第 1 項〕

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を審査当日に報告します。

◆決算審査及び財政健全化法に基づく審査

〔地方自治法 233 条 2 項〕

市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は関係部局への聴取を行うとともに、これらのプロセスを踏まえ、各会計ごとに意見をまとめた決算審査意見書として市長へ提出されます。

◆住民監査請求監査〔地方自治法 233 条 2 項〕

住民監査請求が提出された場合は、事務局において形式的審査を行い、監査請求書を収受し、請求要件の調査を行った後、受理の可否について監査委員協議に付します。

受理が決定された場合は、60 日間の監査期間に基づき事前調査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。

II 行政改革・業務改善

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
包括外部監査結果の活用	平成 25 年度で 8 年目となる包括外部監査において、これまで出された意見等について、監査委員による定期監査の中でも、対象部署の取組や対応状況等を改めて確認し、内部と外部の監査の視点を連携させることで、一層の事務改善へとつなげる。
紙使用量の削減 (エコオフィスの推進に加え、事務局として従来から設定している努力目標)	監査委員事務局では、定期監査ほかの監査に際し、対象部署の事務の執行状況全般を監査委員の協議の場へ報告するが、調査報告書には対象部署から取得した書類のコピーが多く含まれているため、調査報告書の PDF 化を促進し、作成段階におけるパソコン画面による閲覧を行うことにより、監査の途上における過剰な紙使用の抑制に努める。

III 予算編成・執行

◆平成 25 年度当初予算では、異動に伴っての給与、手当等の人件費の減額及び監査委員の出張旅費が平成 25 年度は宿泊を伴わない地域となったことによる減額等で、対前年度比 454 万 2000 円の減額となりました。

IV 組織運営・人材育成

◆事務局内での協議を適時・適宜行うことで、対象部署の書類の審査及び現地調査等を通じて得た情報の認識について、職員間における認識や情報の点検・共有化を行い、運営方針に基づく組織目標の実現に向けて、適切な進行管理に努めます。

◆全ての部署を監査する立場であることから、職場研修、派遣研修等を通じて、監査技術や手法だけでなく、市政全般に関する知識や理解力を高め、事務局職員としての分析及び説明能力の向上を図ります。

◆班体制での業務運営と OJT を通じて異動者の早期の習熟と育成を行いつつ、事務局全体として、時間外勤務の縮減に努めます。

V 広報・情報発信

<ホームページの充実>

監査結果を公表後速やかに公式ウェブサイトである「枚方市ホームページ」に掲載するなど、説明責任の充実を図ります。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じ、監査結果等をわかりやすく伝えていきます。

＜平成 25 年度＞

農業委員会事務局の運営方針

■基本情報■

＜担当事務＞

- (1) 農業委員活動に関すること。
- (2) 農業委員会の会議に関すること。
- (3) 農地銀行に関すること。
- (4) 農地基本台帳の整備に関すること。
- (5) 農業者年金に関すること。
- (6) 農地法に基づく農地の取得・転用等の事務処理に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	7名
再任用職員	-名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	7名

■基本方針■

農業委員会は、農地取得の許可等農地法等に基づく法令業務や農地の適正利用の指導を行うなど、26名の農業委員により構成された行政委員会です。

農業委員会事務局は、それらの農業委員活動が円滑に行えるよう、一層の事務の改善、効率化を図り、的確・適正で迅速な事務処理に努めます。

I 重点施策・事業

◆農地適正管理システムの構築

法令業務や農地の適正利用の指導等の効率化を図るため、農地基本台帳管理システム（農家、地番、面積等の農地情報のデータベース）と市内地図情報がリンクされた「農地適正管理システム」の構築をめざします。

◆農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

農業後継者不足などによる農地の遊休化を防ぐなど農地の適正利用を図るため、農地銀行（農地の貸借等を進める組織）による農地貸借希望台帳をPRすることなどによりその登録件数を増やし、農地の貸し借りを希望する方々に自由に閲覧していただくことで、双方の結び付けにつなげます。

◆様式等のホームページへのアップロード

これまで事務局に備え付けていた法令手続き等の申請様式等を、平成25年度中に枚方市のホームページからダウンロードすることを可能にし、市民の利便性向上を図ります。

II 行政改革・業務改善

＜業務改善運動のテーマ・目標＞

テーマ	取り組み内容・目標
効率化を図るシステム作り	農地や農家の現状等詳細な農地情報を必要とする業務が多いため、現在、紙ベースで管理している農家台帳を、農地基本台帳管理システムとして電子データ化して運用し、検索・帳票化等を容易にすることにより、事務の効率化を図る。
窓口サービスの充実	本委員会に許可権限のある農地法第3条申請（農地の取得等）は、その要件等詳細な説明を要するため、「許可申請記入マニュアル」を常時窓口へ備え付けるなどにより市民へのサービスの充実を図る。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆農業委員とともに農業者年金の加入推進活動を行い、新規加入者を増やすことで加入者数割手数料等の交付金の増収を図ります。
- ◆事務経費や農業委員研修会の再点検を行い、消耗品や旅費等の縮減に努めます。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆事務局内において運営方針の共有化を図り、システム化、農地銀行業務等各課題を担当制とすることなどにより、系統的、組織的に取り組みを行い、自らで考え行動する職員の育成をめざします。
- ◆各種研修会への参加やOJT、北河内地区の各農業委員会事務局との連携などを通じて、法令事務等にかかるスキルアップに努め、組織力、職員力の向上を図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

◆ホームページの充実

様式等のホームページへのアップロードと併せ、各種申請、届出、証明願等の手続きを掲載するなど再編を行い、より分かりやすいホームページ作りに努めます。

◆「農委だより」の発行

市内農家向けの情報誌「枚方市農委だより」を定期的に発行し、農家に必要な情報を適時提供することなどにより農業委員会活動を身近に感じていただくよう努めます。

＜平成 25 年度＞

市議会事務局の運営方針

■基本情報■

＜担当事務＞

- (1) 本会議等の運営に関すること。
- (2) 議長・副議長の秘書に関すること。
- (3) 政務活動費の交付に関すること。
- (4) 本会議等の記録作成に関すること。
- (5) 枚方市議会報の発行に関すること。
- (6) 議員の調査・研修に関すること。
- (7) 議会の政策法務に関すること。

＜部の職員数＞H25年4月1日現在

正職員	18名
再任用職員	-名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	18名

■基本方針■

市議会事務局は、枚方市議会（議員定数34）において、地方自治法及び条例に基づき設置されている組織で、市議会議長のもとで市議会の運営に係る諸事務を所管しています。



市議会議場（市役所本館4F）

平成 25 年度は、公正・円滑・活発な議会運営に向けたきめ細かな調整・準備に取り組むとともに、議会基本条例の案文作成に当たる議会改革調査特別委員会、所管事務調査等に取り組む各常任委員会の活動等を強くサポートします。

議会基本条例制定後は、条例で定められた議会の役割と使命の実現のため、市議会事務局としての責務を果たします。

また、地方分権が進む中、市政への監視機能を高めることはもとより、政策形成機能の充実や開かれた議会の実現が求められています。

市議会事務局では、こうした議会機能の充実や透明性の高い議会運営が実現できるよう、研修などを通じて職員力の向上と体制の強化を図ります。

I 重点施策・事業

◆市議会事務局の機能強化

二代表制の一翼を担う議会がその役割を十分に果たせるよう、市議会事務局における調査機能や政策法務機能の強化に努めます。

特に平成 25 年度は、議会改革調査特別委員会による議会基本条例の案文作成作業が予定されているため、市議会事務局としても、他市の状況調査や条例草稿作成などを行うことにより、そのサポートに努めます。

◆会議録検索システムの変更

現行のインターネット上の会議録検索システムについては、本市サーバの容量やプログラムの継続性の点で課題があるため、外部委託システムへの変更に向けた取り組みを進めます。

あわせて、今後開催される常任委員会の記録を掲載できるよう取り組みを進めます。

◆傍聴に係る取り組み

市役所本館 1 階の市民課前待合ロビーに設置された市政情報モニターやホームページ等を活

用し、本会議等の傍聴を積極的に呼びかけます。

あわせて、傍聴に来られた市民に対し資料を配付するなど、きめ細かな対応を行います。

◆効率的な会議運営に向けた設備の整備

効率的な会議運営の観点から、本会議における議案に対する質疑の際、理事者席に加え議員席にもワイヤレスマイクを設置してその都度の登壇を省略するなど、設備の整備を図ります。

◆政務活動費制度への円滑な移行

政務調査費から政務活動費へ円滑に制度を移行させるため、現行マニュアルの改正やシステムの改修などを行います。

また、政務活動費の円滑な運用に資するため、全議員を対象とした政務活動費制度に係る研修会を開催します。

◆災害時における支援活動体制の構築

地震等の災害発生時に、市災害対策本部を支援する市議会災害対策連絡会議の活動をサポートするための市議会事務局体制を構築します。

II 行政改革・業務改善

<事務事業総点検に係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
議会報発行事務	市政モニターアンケートや府内及び類似団体への調査結果を、議会報編集委員会における今後の議論に生かしていく。
議会等運営事務	市議会事務局組織の一元化に伴う職員配置の見直しにより、諸会議の運営を円滑かつ効率的に行う。また、傍聴者等からの意見を参考に、より開かれた議会を推進する。
議員調査・研修事務	事務局組織の一元化に伴う事務分担の見直しなどにより、議員の調査・研修を効率的に行う。

<業務改善運動のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
朝礼・終礼の実施	局全体での朝礼の実施により、当日の正副議長公務等の議会日程・事務局の事務日程を周知徹底する。また、担当課長のもとでの終礼の実施により、翌日の日程を共有するとともに、当日の各事務の繁忙状況等を把握・共有し、その時々に応じた事務執行体制をとる。
議会関係日程のシステム管理	市議会関係の中・長期にわたるスケジュールを早期に調整するため、パソコンシステム上の日程管理表（グループウォッチ）を活用することにより、職員間での情報の把握・共有を行い、より効率的な事務執行に努める。

III 予算編成・執行

◆議会費の予算編成は、各派代表者会議で協議するものとし、編成時に必要な資料の作成や質問に対する説明など、事務局として適正な準備を行います。

IV 組織運営・人材育成

◆従来の2課体制の中では、課の事務を超えた応援体制に課題があったことから、平成24年度に2課制度を廃し、市議会事務局体制の一元化を行いました。

平成25年度は、この1年の事務を検証して、この取り組みをより生かせるよう、さらに局全体で当たることのできるような事務執行体制への見直し、また選択と集中を行って、効率的な組織運営をめざします。

◆市議会事務局職員として、議員及び市の各部署との調整等を円滑に進めるため、主に下記の取り組みを行い、事務局全体の強化を図ります。

- ・ 毎日の新聞紙掲載の行政関連記事を選択して回覧し、リアルタイムな行政情報を把握・共有します。
- ・ 議会業務以外の分野もテーマに加えた定期的なOJTを行い、幅広い知識や技術の向上を中心とした職員の資質向上を図ります。

◆時期により特定の事務処理に時間外勤務が生じることから、市議会事務局体制の一元化の効果を検証し、さらなる事務分担の見直しや、その時々の繁忙事務には局全体で当たるなどの柔軟な取り組みを行い、時間外勤務の縮減を図ります。

V 広報・情報発信

◆「枚方市議会報」等の発行

議会報編集委員会の決定内容に沿って、本会議の内容などをまとめた「枚方市議会報」を年6回発行し、全戸配布しています（ホームページにも掲載）。

また、文字を読むことが困難な視覚障害者や高齢者のために、「点字議会報」や「声の議会報」を発行しています。

今後も、編集に当たっては、季節を感じる写真や歴史コラムを掲載するなど、読みやすく親しまれる紙面となるよう、工夫に努めます。



枚方市議会報

◆ホームページを活用した議会情報の発信

傍聴に来られない市民にも本会議の様子がわかるよう、ユーチューブを活用して一般質問や代表質問の録画映像を配信するとともに、本会議の日程や審議結果等については新着情報を随時更新するなど、リアルタイムな情報発信に努めます。

◆議会経費の透明性の向上

議会交際費の支出状況や政務活動費の収支状況を市議会ホームページに掲載することなどにより、議会経費の透明性の向上を図ります。